

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 7 回海田町議会定例会（第 3 日目）

平成 2 5 年 9 月 5 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日 程 第 1	一 般 質 問	
	○大高下光信議員	4
	○岡田良訓議員	6
	○大江康子議員	16
	○西山勝子議員	32
	○崎本広美議員	40
	○宗像啓之議員	46
	○前田勝男議員	54
日 程 第 2	第 31 号議案 財産の取得について	67
日 程 第 3	第 32 号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	69
日 程 第 4	第 33 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	72
日 程 第 5	第 34 号議案 海田町子ども・子育て会議条例の制定について	74
日 程 第 6	第 35 号議案 平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）	76
日 程 第 7	第 36 号議案 平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	90
日 程 第 8	発議第 9 号 広島市東部地区連続立体交差事業の当初計画どおりの実 施を求める意見書案	93
日 程 第 9	発議第 10 号 庁舎移転建設場所について町民の意思を問う「住民投票」 を求める決議案	93
	（閉 会）	95

平成25年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年9月3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月5日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部         | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部         | 長 | 窪 地 満   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 臼 井 真   |
| 建 設 部         | 長 | 北 山 忍   |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課         | 長 | 中 下 義 博 |
| 生 活 安 全 課     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 住 民 課         | 長 | 尾 木 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 森 原 知 美 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 会 計 管 理 者     |   | 加 藤 一 生 |
| 教 育           | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次         | 長 | 細 川 真 示 |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 石 川 直 之 |
| 収 税 対 策 室     | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 町 民 サ ー ビ ス 室 | 長 | 石 田 一 成 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 | 長 | 松 浦 邦 彦 |



○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期を1日延長し、9月3日から、6日までの4日間と決します。この際、執行部より、昨日の大雨による被害状況等について発言を求められておりますので、これを許します。副町長。

○副町長（三宅）昨日ご報告させていただいた後の大雨の状況についてご報告いたします。3日朝の降り始めから、昨日、昼までの総雨量は155ミリでございました。浜角の斜面崩壊の現場におきまして、昨日朝8時から、広島県と県の委託業者が状況を調査し、表面は崩壊したものの、その内部は固い土質であることから、これ以上の被害の拡大は少ないという判断から、朝10時ごろから町民センターへ避難されていたご家族をはじめ、皆さん無事自宅に戻られました。その間、県の委託業者が斜面崩壊した箇所をビニールシートで覆う措置を行い、13時15分に完了いたしました。また、昨日の早朝からの雨により国信橋アンダー、御鷹野橋アンダー、砂走の畑賀川と瀬野川の合流地点の3か所で、冠水がございましたので、登校時間に合わせて、通行止めの措置を講じましたが、御鷹野橋アンダーは、下校時間までに通行が可能となりましたので、通行止めを解除いたしました。そのほかは、現在確認、これから清掃後、解除いたします。以上で報告を終わります。昨日はご配慮いただきましてありがとうございます。

○議長（久留島）以上で被害状況等に関する報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、一般質問を続行いたします。1番、大高下議員。

○1番（大高下）いじめ防止対策推進法の制定を受けて4点にわたって質問いたします。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が、公明党の主導により本年2013年6月21日に成立し、同28日に公布されました。

3か月後の9月28日に施行することになります。本法律では、いじめの定義を対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃を含む、と規定しています。その上で重大ないじめが発生した場合、学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童・生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務づけています。それでは質問1、いじめ対策推進法の制定を受けて、各地方自治体において地域いじめ防止基本方針の策定に努めるようになっておりますが、海田町において策定されるお考えはないでしょうか。二つ目、関係機関との連携を強化するために、学校や児童相談所、警察などの担当者で構成する連絡協議会を置くことができるとされておりますが、お考えはいかがでしょうか。三つ、海田町の各小・中学校のいじめの実態は

どのようになっていますか。四つ、実態に対して、対策はどのようにとられておりますか。以上4点についてお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いします。それでは大高下議員の質問については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）いじめ防止対策推進法の制定を受けての質問に答弁いたします。1点目のいじめ防止基本方針につきましては、教育委員会から各学校に示し、それに基づき、各学校が実態に応じた基本方針を作成することとしております。2点目については、今後深刻ないじめ事案が発生した場合に備え、関係機関の担当者で構成する連絡協議会を立ち上げる準備を進めてまいります。3点目の、平成25年8月末現在の海田町のいじめの認知件数は、海田東小学校が2件、海田中学校が2件、海田西中学校が1件でございます。他の学校につきましては、今年度いじめの認知はまだしておりません。4点目の、その対応についてでございますが、被害児童生徒に対し、必ず守ると、こうした学校の姿勢を示した上で、加害児童生徒に被害児童生徒の心情などを説諭するとともに、全校児童生徒に対してもいじめは決して許されないと、こうしたことを指導したところでございます。また教育委員会といたしましては、全ての学校に対し年3回のアンケートや、個別面談等を実施し、実態の把握に努めるよう指示しているとともに、いじめはどの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るという、こうした基本認識の下、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応するために、日常の子どもたちの小さなサインを見逃さないように指導しているところでございます。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）再質問いたします。1番目の地域いじめ防止基本方針の策定ですが、いつをめどに策定する方針ですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、国の方で、文科省の方で基本方針を出す準備をしております。これを受けて、県の方が、県教委としてのいじめの方針を出すと。それを受けてのことになりますので、まだいつまでということはありませんけれども、先ほど議員がご指摘いただきましたように、9月28日が公布になっておりますので、これに間に合うように、準備を進めていきたいと思っております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）以上で終わります。

○議長（久留島）8番、岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。4点について質問させていただきます。1点目のが一応、昨日、いろいろな議員の方に答弁されたんですけども、質問させていただきます。小・中学校へのエアコン設置について。酷暑が続き室内でも30度を超える日々が続いています。コンクリートの建物は熱を逃がさずに、熱中症にかかる率も高いといわれています。扇風機やペットボトルでの対策では間に合わない状況です。広島市でも、計画的にエアコン設置をしておりますが、海田町では暑いものは暑いものとして、我慢をして子どもたちは体を鍛えるべきだという対応で、エアコン設置は消極的であるように見受けられます。私たちが子どもの時代は暑いといっても30度程度で、朝晩涼しい風が吹き、扇風機でも十分に快適に過ごすことができました。お盆を過ぎると涼しくなったものですが、しかし今の状況は以前とは随分と違っております。今年も、よその県では41度になったところもあります。海田町では酷暑の中、子どもたちは、タオルを首に巻いて授業を頑張っています。過去、多くの議員が教室にエアコン設置を訴えてきました。子育てをするなら海田町を標ぼうするのであれば、まず、子どもたちが勉強しやすい環境をつくるべきではないでしょうか。そのためにもエアコン設置を計画的にすべきですが町長の見解をお尋ねいたします。2番目に、空き家対策について。家主の高齢化や、建物が古くなり住む人がいなくなったなどの理由で、空き家や廃屋が目立っています。突然水道管が破裂をして水浸しになったり、悪臭がしたり、不審者が出入りをして火災を起こすなど、町内での困り事となっております。そこでお尋ねをいたします。町での空き家を調査をして、ランク付けをしてみてもいいのでしょうか。消防車が入れないところでは、町で買い取り、道路をつくり、駐車場がない地域には空き地を駐車場に変える、まだ住宅として十分使えるところでは、リフォームをすすめるなど、まちづくりや防犯上の観点から、家主と相談をして土地の有効利用など話し合い、1軒でも空き家をなくす取り組みを検討していただきたいと思います。何をするにもお金がかかることなので、家主にとっても負担にならないよう、財政的にも検討すべきではないでしょうか。続いて3番目に新開蟹原線道路改良工事の進捗について。新開蟹原線の西浜町営住宅付近が5年以上も未整備のままになっていますが、議会に対しても何の経過の報告のないまま現在に至っています。この箇所での道路整備が進んでいない理由、土地収用法上の

申請をする場合もあるということでしたが、その経過と今後のルート変更を含めた現在の整備方針をお尋ねをいたします。4番目に防災意識を高めるための海拔表示について。府中町などでも公共施設に海拔表示をしています。海田町ではいつから始められるのでしょうか。住民の防災意識を高めるためにも、公共施設などから順次表示をすべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の1点目については教育委員会から、それ以外について私から答弁をいたします。まず、空き家対策についての質問でございますが、空き家の調査につきましては、効果的な調査方法を研究してまいりたいと考えております。また、本町においては、空き家率が低いことから、空き家の有効利用などの取り組み及び空き家所有者に対する助成等の実施については、今のところ考えておりません。続きまして新海蟹原線道路改良事業の進捗についての質問でございますが、道路整備が進んでいない理由につきましては、用地交渉の時間を要しているためでございます。また、ルート変更などは考えておりません。今後も、事業用地を取得できるよう引き続き交渉を進めたいと考えております。続きまして、防災意識を高めるための海拔表示についての質問でございますが、来年度必要な箇所へ表示したいと考えております。それでは1番目の質問について教育委員会から答弁をしますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）小・中学校へのエアコン設置について答弁いたします。来年夏までに普通学級、特別教室等、児童生徒が使用する全教室について、エアコンを整備する方向で検討してまいります。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは再質問させていただきます。まずエアコンの整備なんですけれども、今まで多くの議員それこそ多くの、ほとんどの議員さんこのこと質問されたんじゃないかと思うんですけれども、なかなか町長が先ほど述べましたように、夏は暑いものだ和我慢するのも教育の一環だというふうなニュアンスで、何か精神論みたいなことをずっと言われてきとったんですけれども、この度こういうふうな予算措置をしていただいて大変うれしく思っておるんですけど。やはりちょっと考え方を変えると、広島市やなんかは新しい校舎は、つくる校舎どんどん太陽パネルとか、エアコンをやっておるんですけれども、そうでない校舎いうふうなのは、広島市でもやってないんじゃないかと思う

んですよ。そういう意味では、海田町はどういう先駆的いうんですかね、安芸郡の町でも、かなり一歩進んだんじゃないかと思うんですね。やっぱりこういうふうな施策いうんか、こういうことによってほかの安芸郡の町とか、あるいは広島市の新しい校舎ですよ、学校いうんですか、そういうふうなものでもこの整備を急がんにゃいけないふうなきっかけになるんじゃないかと思うんですよ。大変に良いことなんで、ぜひとも、海田町ではこういうふうに来年からするんだというふうなことを、宣伝いうんかそういうふうなものを、お願いを海田町でやりよるんだから、ほかのところでも頑張って子どもたちの教育環境高めえ、というふうなことを言ってもらいたい気もするんですね。これは答弁はいいですから。それと、空き家対策なんですけれども、今、なかなか調査を研究してみるというふうなことを言われたんですが、やはり、例えば年度のいろんな変わりいうんですか、固定資産税のところではいろんなことを調査するとか、調べにゃいけないとか、そういうふうな時に、合わせてやるとか、今、国としても空き家対策、非常に検討されておると思うんです。当然ご存じだと思うんですけどもね。私たちが見るいうたら、国の空き家対策に関するホームページみたいなのをこう見るんですけど、ものすごく膨大な資料いうんか、空き家対策に対する国の政策とか、あるいは財政的なものがすごい載っとるわけなんですよ。そういうふうなものを私たちが全部調べりゃええんですけど、なかなかそういうわけにいかんんですけど、そういうふうなものを利用をして国のそういう財政的なことも利用して、そういうふうな、本当に、今、ここでは隣がそういうふうにああゆうようになっとるんですけど、そういうものを防ぐためにも、何とか対策を立てにゃいけないんじゃないかと思うんですけどもそういうなの、国の財政的な支援などを利用して、いろいろ研究をして、そういうふうな対策をするという考えがあるのかないかをまずお願いいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）はい。国の財政的支援を使って対策したらどうかというご質問でございますけれども、まずはですね、海田町の実態というものを調査する、その調査の方法もですね、どのような調査方法が、今、固定資産税の調査にあわせてやったらどうか、というご提案がございましたけど、そういったものも含めてですね、どういった調査方法が一番効果的なのか、効率的なのか、そういったところでですね、調査研究していきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）でもこの空き家ですけども、去年、一昨年から空き家になったというふうのじゃなくても、それこそ 10 年ぐらい全然、本当に空き家というか廃屋状態というか、そういうふうなところが結構あるわけなんですね、町内でもね。で、まして不審者であるとか、あるいは野良猫とか衛生上よくないとか、いうふうなことがあるんですけども、そういうふうな認識いうんか放火とか不審者とか、それで、もう少ししたら、それは倒壊とか窓ガラスを石を投げて割るとかいうふうなことでもかなり普通の空き家からだんだんだんだん、そういうふうな状況で廃屋になっていくと、いうふうな状況なんですけどもそういうふうな、認識はお持ちでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）確かに空き家にはですね、いろんなタイプの空き家がございますけれども、まず、だれも住んでいないということですね、治安上といいますか、その安全上危険だというふうなご意見もあるということは認識しております。しかしながら、所有者の権利、資産でございますので、それについてはですね、各自治体とも、なかなか悩ましいところがあるようでございまして、一つ、県内でやられているのは、大きく分けると二つの観点から空き家をされておられます。一つは、地域振興という意味ですね、主に中山間地を中心としてその空き家の有効利用という観点から進められている施策でございます。もう 1 点は、空き家がですね、崩壊したときに、第三者、例えば公道にですね、その空き家が倒れかかって不特定多数の方がけがをされる、こういう風な時にはですね、こういう費用を足してでもですね、空き家の除去をしてもらおうという、そういう安全対策という意味から施策をされている、この二つがあると思います。まず、海田町におきましてはですね、先ほど申しましたけれども、まず、そういったものの状況把握から進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）私は、今言われたとおりだと思うんですけども、家主の人が、空き家をリフォームして次に入ってもらいますよというふうなものだったらいいんですけども、まずその前にですね、いわゆる空き家対策と言われとる、空き家といわれとる家屋いうか、何件か、把握はもちろんある程度されとると思うんですけども、その家主さん、地権者いうんですかね、その方いうのは、実際例えば今海田町に空き家があつて、地権者いうのは調べたら、わかるわけでしょう。そこをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）空き家といえども固定資産税を課税しておりますので、所有者は把握しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）それで、次、人が住めるような状況でない空き家いうんですかね、建物いうか、当然固定資産税を課税しているから、地主の人はわかると。地主の方も、それを例えば、古いからどうにもならんから解体をしたいけども、なかなかその持ち主の人ですかね、それが若かったらいいかもしれませんが、高齢になったらなかなかその次壊してどうのこうのいうんはなかなか難しいというふうなことで、ずっとそのまいうふうなケースもあると思うんですよね。だから、そういうときに、町としてこのままではどうにもなりませんから、ちょっと町と協議をして、こういうふうな方法がありますよとかいうふうな、本当に崩れるとか火災が起きる前の手だていうんですかね、そういうふうなことがとれないものでしょうかね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほども申しましたけれども、県内で他の市町がやられている施策にはですね、公道に倒れかかったりするとですね、第三者がけがをされるという観点から、やられてる施策がありますけれども、基本的には家の所有者の方、この方がですね、空き家の管理・保全、こういったものについては、一義的にですね、責任があるという格好になりますので、そういったところでですね、あくまでその第三者に被害が及んだらまずいだろうという観点からの施策はあると思うんですけれども、単に、空き家を倒すのが自分ではできないからっていう意味で、公がですね、補助するということについては、課題が大きいと考えてます。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）今までは言われるような感じだったんですけれども、やはり、国としても結構こういうふうなの多いと、で、だから、何とかせにゃいけん、というふうな格好の中でこの空き家対策にもかなりいろんな面で積極的に政策ですかね、施策を打ってきておるわけなんですよ。そうした中で、やはり先ほども述べました国としての施策いうんか地権者が、所有者がおってやからなかなかどうにもならんというふうなのを、一歩踏み込こんだような格好でいろいろと財政的にも、支援いうんか措置をとっとるわけなんですよ。それがものすごくいろんなの、できる場合できん場合といっぱいいっぱいようけあってなかなか、私はちょっとわかりづらいところもあるんですけれども、そう

いうふうなの研究をしてみるというふうなもの、実際にあるわけですから、そういう制度ができておるわけです。制度の中で、研究をして使える部分だったら、使ってみるというふうなことをされるお考えがあるのか、お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）具体的な空き家対策については、現在国会の中で、議員立法の議論があるということは承知しておりますが、具体的な空き家対策というところの法律がそういうことがないことは確かでございます。そのために各自治体がそれぞれの独自の条例をもって、そういった補完をしておるわけでございますけども、現在の段階、海田町において、先ほど建設部長も答弁しましたけども、私有財産である家屋、どこまで強制力を持った対策ができるかとか、そういったところに課題がございますので、直ちな対策が取りづらいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）なかなか個人の財産ですから、難しいと思うんですけども、何とかせにゃいけんと、今のままじゃいけんいうふうな思いはあつてだと思ふんです。それとずっと土地の有効活用いうんか、あそこに空き家があるためになかなか道路が広くならない、それとか、もしあそこにほかの駐車場とかなんかに転用できたら、かなり利便性が上がるんじゃないかいうふうなところも実際あるわけなんですよ。だからそういうところをもう研究いうんか、今のそれこそいろんな、国としてもやっぱりあるわけですからね、その財政的な支援みたいな、全額をどうのこうのといふようなことはないでしょうが、いかにのんですけどもね。3分の1とか、3分の4とか、3分の1とか何とかは出しますよとか、4分の1とかいうふうなのは、のっとるみたいなんですけども、その辺の所をもう少し研究をしてお願いいたします。それと新開蟹原線なんですけども、用地交渉が難航しておるから粘り強く、ということなんですけども、昨日の西田議員の質問ですかね、東広バイパスが部分的に開通して、交通量がどっと増えていくというふうなものも含めて、あそこがやっぱり、ある程度ネックになってくると思ふんですよ。で、以前土地収用法なんかを含めていろいろと検討してみるというふうなことから、そのままずっとまた粘り強く交渉いうても、あれからもうそれこそ5年10年、5年6年ぐらい経過しておるんじゃないかと思ふんですけどもね、今また粘り強くというふうなことでルートの変更も考えてないいうふうなことで、実際、見通しとして、今のままじゃ本当にできないと。それで今度は、東広バイパスで車の量が2倍3倍となるような状況だという

ことの中で、実際にその手前までは広い道路ができて、あそこから狭くなって、交差点に行っとなるというふうな状況の中で、今のまま粘り強く交渉で本当に解決をするのかどうか。その1年でできるようなあんばいじゃないと思うんですけども、その辺のところをどういうふうに、本当に粘り強い交渉だけでこの問題解決するのかどうかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今おっしゃいましたように、粘り強く交渉するというスタンスですね、海田町は対応していくということにしておりますけれども、相手がおられることなので、いつまでに、ということとはちょっと、見通しが今お答えすることができない状況でございますけれども、そういった中でもですね、ご理解が得られるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ご理解が得られるいうて、得られんからずっと今まできとるわけなんです。それをまた同じような交渉いうんか、ではなかなかそれこそ、同じようなまた何年かいうような経過になると思うんですけども、理解どうしてもだめだいうんだったらルートの変更も考えるというか、そういうふうなことではないと、それはもう東広バイパスいうんか、あれがもう完成してあそこへ車がおりとくると。で、新開蟹原線にも入ってくるというふうな、逆に新開蟹原線の方から東広バイパスというふうなことになるときに、まあ、2車線から1車線になっていくというふうな格好の中で、なかなか粘り強い交渉いうて、なかなか交通事故の問題もありますね。難しいと思うんですけど、やっぱりそれは、本当にどうしてもだめだといわれるんだったらルートの変更か、いうふうなのも視野に入れないと、それは、いつまでたっても、これから5年先でも同じような状況というふうな格好になってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺の今の計画いうんかは、粘り強い交渉、それだけが、整備方針の基本なんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この路線は都市計画決定をして行っている路線でございますから、ルート変更するためには都市計画決定の変更が必要になってまいります。そういった、労力その他を考えますと、現在、ここを解決する方向は、建設部長もそれから町長答弁にもありましたように、粘り強い交渉しかないものと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）粘り強い交渉の中で以前、土地収用法みたいなものを考えてみるというふうなことがあったんですけども、その辺のところはどういうふうな格好になるわけでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いろいろな手法を考えた中で、粘り強い交渉を続けるしかないというふうに現在は判断をしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）粘り強い交渉で、相手の方が、それ協力してやろうと言われるんだったらば、それに越したことはないんですけども、例えば具体的にお伺いしますけれども、その交渉のネックになっている問題ですよね。それはいったいどういうふうな問題がネックになっているのか、答えられたらお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）既に特定の地権者だけにしぼられている問題でございますので、その点についてお答えしかねます。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）今その地権者ですかね、地権者は何人おられるかというふうなのは、答えてもらえます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）地権者につきましては、3 名いらっしゃいます。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）その 3 名の方が同じような状況いうんか、私が言うのはあれ、ま、たぶん金額的なことじゃないかというふうな格好もするんですけど、同じような地権者の方、それぞれ 3 名の方、それぞれ違う理由なのか、同じような理由なのかいうのは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、3 名と申し上げましても、実質的には、同一ご家族という形になっておりますので、特定できるような話は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）はい、粘り強い交渉ということで。町として、やはり期限いうか目標があると思うんですよね。いついつまでに交渉を成立させて工事にかかりたいとかいう、そ

ういうのあると思うんですけども、その町としてのめどですよね。そういうふうなものが、どういうふうにお考えなのかをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最初に、議員もおっしゃいましたように、ここの路線については非常に重要な路線だと思っておりますから、交渉が進めば、直ちに補正組んででも、取りかかりたいと思っておりますが、めどにつきましては、粘り強い交渉の結果だと、いうふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）粘り強い交渉ということで、ま、それはそれで担当の方に頑張ってもらわないけんですが、この、今の東広バイパスの関係と、それから、私と思うには、東広バイパスの方が早く、あそこが完成をしてこっちの方がまだ、いうふうな格好になるんですけど、なるべく早くですね、交渉を成立させて、あそこの道路をいち早く、なるべく早い時期に整備をしてもらいたいというふうに思っております。それとあと海拔表示なんですけども、これもいろんな、早よやってくれいうて言われてるんですけども、今、来年と言われたんですけども、昨年度ですかね、昨年度も来年度ということで、今年度なんです。今年度いうふうなことなんですけども、何かほかの、府中やなんかでもそうなんですけども、難しい問題かなんかあるんですかね。簡単言うちゃいけんけども、そんな表示するにあたって、期間がかかるいうふうなものでもないと思うんですけどね。何か問題があるんですかね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）問題があるということではございませんで、昨年度までにおいては、今年度防災計画を策定いたしますので、その中で検討させていただくということで、申し上げたかと思います。今後、来年度やるにあたってですね、現状におきましてまず国道については、国の方で、6か所表示をされると。県道においても県の方で、また箇所数が決まっておりますが、整備されるということを聞いておりますので、そこら辺の設置の状況を見た上で、重複にならないような形で、町道それから公共施設等々にも町として表示をしたいということで、来年度行いたいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私は6月議会ですかね、兼山議員が質問されたんで、この9月の行政報告かなんかでしますという、どこどこしましたいうんが載るんかと思うとったんですが、

そうでもないような感じですけど。やっぱり国道とか県道はそれぞれ管轄がありましょ
うからね。町の守備範囲いうんか、公共施設とかそういうふうなものは一緒に併せてや
られるのも結構なんですけども、歩調を合わせてね、県や国と併せてやられるのも結構
なんですけども、公共施設とか町道ぐらいいは、町で速やかにこの、特段の支障がないと
いうことだったら速やかにやるべきじゃないかと思うんですけども、やはり今、いろ
いろな意味で防災意識いうんかは町民の人も高まっておると思うわけですね。こうい
うときにやっぱり速やかにこの、町が率先して町の部分だけでもやるというふうなことを
されるような意思がある、されるような考えがあるか、お願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）海拔表示につきましては、6月議会でもご答弁させていただきました
が、デザインとか色とかいう問題もございますので、国それから県の表示方法を踏まえ
て、混同にならないような形で、早期に整備したいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）デザインとか何とかいうふうなことは、私はそう特段の問題じゃないと思
うんですよ、例えば府中町なんかでも公共施設の中でも、柱の方にこうやってますけ
ど、そんなにそれで何かこれ変な感じだなとか、これは素晴らしいとかいうふうな感じ
もなく、ここが大体海拔1.何メートルか、いうふうな格好だけなんですけども、そ
んなにそこらにこだわらなくても、それは、もう、速やかに公共施設だけだったらでき
るんじゃないかと思うんですけど、デザインとか何とかはある程度大切なんではなか
ね。この問題に関して。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）マスコミ、それから県が表示する色デザインとあわせた形で実施をし
たいということでございます。それから、設置箇所も先ほど申しましたが、県について
はまだ設置箇所がまだ未定でございます。数についても未定でございますので、そこら
あたりを二重表示にならないような形で整理をした上で、表示をしたいということでご
ざいます。そのためには来年度やりたいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）来年度やれるんだったらま、それはそれでいいかもしれませんが、来年
度の中でも早い時期いうんですかね、そういうふうな時期でお願いをいたします。来年
の今頃じゃなくて、ま、もう少し、5月ぐらいとか、そういうふうなので、時期を考え

て、この辺でやろうというふうなのがあったらお願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず来年も梅雨時期もございますので、梅雨時期までには整備していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ではそれをお願いいたしますけど、県とか国も同じような格好、時期ですよ。同じような格好になるわけでしょ。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）国につきましては今年度、それから県については、これはまだ確定しておりませんが、来年度実施されるんじゃないかというふうに考えておりますが、先ほど申しましたように、梅雨等もございますので、できるだけ県においても、早く整備していただくように、これから要望を上げたいと思います。それから、それに基づいて町の方でも、表示方法等は県が決まればですね、早目にということでございますが、梅雨までにはやりたいということで、私どもは考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）終わります。

○議長（久留島）2番、大江議員。

○2番（大江）2番、大江です。大きく3点について質問させていただきます。1点目、町民栄誉賞について。第1回の町民栄誉賞表彰者として、カープの監督であった三村敏之氏が表彰されましたが、この表彰基準は、海田町の海田町民栄誉表彰規則の中の第1条、この規則は町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する者に対し、海田町民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえることを目的とする。第2条、町民栄誉賞の表彰は、町民または本町に関係の深い者で、文化芸術・スポーツその他の分野において輝かしい業績があると認められる者に対して行う。とあります。そこでお尋ねします。亡くなって9年余りになりますが、卓球で活躍した河野巧さんは、全日本卓球選手権で軟式・硬式を入れるとここ16回と書いていますが、17回の優勝を成し遂げています。30代で2回、40代で3回、50代で5回、60代で1回、70代で5回、80代で1回です。昭和35年を皮切りに、平成14年まで、30歳から80歳までの各年齢で優勝しています。これはだれにでもできることではありません。この業績は町民栄誉賞に相当するのではないかと思うのですが、見解をお聞きかせください。2点目、犬・猫の不妊、

去勢手術助成金及びその他の取り組みについて。動物愛護が高まる中で、犬・猫のふん尿、野良猫への餌やり、捨て猫、怪我をしている猫の対処、死んでいる猫の対処など、住民の間で、いろいろな問題が起こっています。捨て猫が頻繁にあり、引き取り手を探すがなかなか見つからない。自分のところも引き取り飼っているが、これ以上は飼えない。引き取り手がない場合に、安楽死、処分されると思うと悲しいとの住民の声を聞きます。飼い主のモラルの問題と思いますが、以前私の周囲でも猫が繁殖を繰り返し、野放し状態の時がありました。また、野良猫へのエサやりは後を絶たず、近所で言いにくいので、何となく、そのままの状態経過しているようです。幸いにも、犬については、余り苦情を聞いたことがありません。少子高齢化、核家族化が進む中で、犬・猫などのペットが家族の一員、人生のパートナーとなり、飼い主とのつながりは深いものになってきています。それだけに、今からもろもろ問題に対しての改善策の第1歩として、1、飼養している犬・猫、今からもったり、購入して飼養とする犬・猫に不妊、去勢手術の助成金を出したらいかがでしょうか。広島県では、呉市と神石高原町が助成をしています。ただし神石高原町は、助成金を出してない、ほかの方法でやっております。また、野良猫などはNPOでTNR活動をしている犬猫救援隊にお願いしてはいかがでしょうか。呉市の補助金は、犬の場合、不妊5,000円、去勢4,000円、猫は、不妊4,000円、去勢3,000円となっています。お考えをお聞かせください。2点目、動物愛護の一環として、学校教育の中に取り込んではどういう意見も出ていますが、海田町では、取り組みについて考えているのでしょうか。3点目、平成20年に計画していた住民への動物愛護の集いが大雨で流れましたが、その後、この計画はどのようになりましたでしょうか。4点目、以前は犬・猫の保健所での引き取りは無料でしたが、現在有料であること、また、引き取りに対しての諸条件を住民に知らせていますか。大きく3点目、ふれあいバスについて。以前にも質問しましたが、ふれあいバスの利用が始まって7年余り経ちますが、国信の二丁目の環境センター付近まで、いつになったら利用できるようになるのでしょうか。道路幅が狭いとか2号の右折が難しいと言われ、そのままになっています。三迫にしてもそうです。この2地区について、町がどう計画を立て、考えているのかお尋ねします。小さい2点目、バスの乗車口が高くて、乗りづらいという住民の声を聞いていますが、現在のバスを低床にしたり、障がいのある方が乗りやすいように改善する必要があるのではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 大江議員の質問の２番目の２点目については教育委員会から、それ以外については、私から答弁いたします。まず、町民栄誉賞についての質問でございますが、ご紹介のあった河野氏の業績は顕著で、これまで合併 30 周年記念式典において地域振興表彰を、合併 40 周年記念式典において功労表彰を授与し、その功績を称えております。町といたしましては、これまでに同氏の功績を顕彰していると考えており、町民栄誉賞については検討しておりません。続きまして、犬・猫の不妊、去勢手術助成金及びその他取り組みについての質問でございますが、１点目については、飼い主責任の問題であり、補助金を出すことは考えておりません。また、野良猫を捕獲し N P O 法人にお願いすることも考えておりません。３点目につきましては、動物愛護の集いは広島県と共同事業であり、県内の各市町を巡回しております。本年度につきましては、三原市で開催されると聞いております。４点目につきましては、有料化が開始された際、広報に掲載を行っております。今後も動物愛護センターの要請に基づき、周知を図ってまいりたいと考えております。続きまして、ふれあいバスについての質問でございますが、１点目については運行できる条件が整えば、現在の運行ルートの見直しをその都度検討したいと考えております。国信地区においては、国道 2 号からの右折や道路幅員等の問題があり、現状のまま運行はできないと考えております。また、三迫地区においては、町道 6 号線の整備状況に合わせ、検討したいと考えております。２点目については現行運行ルート上の道路の起伏から難しいと考えております。それでは、２番目の２点の質問については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） 動物愛護についての質問に答弁いたします。現在本町の小学校では、４小学校ともウサギを飼育する環境を整え、子どもたちが実際に動物に触れ育てる体験を通して、動物を慈しむという気持ちを育んでおるところでございます。また、道德の時間においても児童生徒の発達段階に応じて、命の尊さを感じ取り、命あるものを大切にする授業を展開しております。

○議長（久留島） 大江議員。

○２番（大江） 町民栄誉賞についてお尋ねします。30 年に地域振興、それから 40 年、町の 40 年で、功労賞の表彰を称えているので町民栄誉賞にはいたしませんという答えがかえってきましたが、この地域振興表彰と功労賞とは町民栄誉賞とは、また別の問題ではないかと思います。それで、これはマイナーな、卓球はマイナーなスポーツと言われ

てますので、テレビとかもあまり出ることがありません。しかも昭和 35 年っていうのはまだ、それほどテレビも、各家の方にも普及してない時代です。そのときから、随分長い間の何十年っていう活躍っていうのは、本当に並大抵でできることはありません。これはやはり今、海田町でも卓球人口は随分います。その人たちのやはり、海田で活躍してこれだけ全国大会、それから世界スイスでも活躍しておりますが、やはりそこは、この方の顕彰ですね、やはり、広島、県の体育賞やら、いろんなものをいただけてますが、これら全部、やはりもう一度検証してみて、精査してみて、そしてこれを考えるっていう、気持ちはないかお尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）河野氏の功績というのは、私も調べまして、各年代別の大会で、数多く優勝されているということは認識しております。それを持ちまして、先ほど町長答弁ありましたように、合併 30 周年記念のときに、地域振興表彰、40 周年のときには、これは、海田町表彰条例に基づく、条例表彰でございます。その当時におきまして、河野氏に対して最大限の表彰していると、町の方ではそういうふうに認識しておりますので、改めてまた再度町民栄誉賞の授与というのは検討しておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）これはですね、ではお尋ねしますが、その当時のですね、功労賞、それから地域振興賞の規則ですかね、規則条例っていうんですかね、それはどのようなになりますでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）地域振興表彰におきましては、要綱を定めて顕彰を行っております。それから、条例表彰におきましては、昭和 55 年、条例化をしまして、功労のある方を条例をもって表彰するということで顕彰を行っておるところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）では、今までにこの地域振興賞、それから功労賞っていうのは、河野様以外に、ほかにいただいた方がおられますでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）地域振興表彰につきましては 65 名、それから、条例表彰は功労表彰と善行表彰、二つ区分があるんですけども、功労表彰は 73 名でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では、その65名、73名の中に、これほどの例えば全国的に、広島の河野
といえば、皆さん、若い方はご存じない方がいると思いますが、私ぐらいの年齢層は、
全国的にでも有名です。ですからやはり、この中にこれだけの成績をおさめた方がおら
れますか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）今申しました条例の功労表彰の73名の中の全ての功績というものをち
よっと承知しておりませんので、ご答弁のほうは、できかねます。

○議長（久留島）大江委員。

○2番（大江）今までの地域振興賞、功労賞というのは、30年、40年表彰で町政、30年、
40年でされていますが、町民栄誉賞は、平成21年にできたと思います。そうすると、
その前のものは、その前の表彰の条例規則に適用してるんですが、この21年にできた
時点で、この規則とは前の規則とは、また別物だと思うんです。この規則の平成21年
にできたこの規則に準じて、やはり精査して、選ぶべきじゃないかと思う。基準を、そ
こに決めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）はい、最初と繰り返しになりますけども、河野氏に対しては、これま
での功績を評価し従来に基づく表彰を実施しているということと、それと町民栄誉賞は、
これまでの受賞者は三村敏之氏であるということと、それに同程度の功績、知名度であ
るとか、現役それから引退することの指導等々の功績、それから海田町へのゆかりの
品々の寄贈等の町への貢献度、そういったものの総合的判断というところで検討させて
いただいておりますので、議員ご提案の方については、検討してないということになろ
うかと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では今の三村氏の話出ました。では今後もし町民栄誉賞を与えたとしたら
ですね、ここに書いてますが、第1条に、広く町民が敬愛するもの、それから第2条に、
文化・芸術スポーツその他の分野において輝かしい業績があると認められるというのは、
これは、例えば今具体的な話ではなかったもので、どの程度の成績でどの程度の業績、そ
ういうことちょっとわかりになれば、お教えてください。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず町民栄誉賞につきましては規則で定めておりますが、町民栄誉賞

の第1号は、三村氏でございますので、一応三村氏の功績を踏まえて、次の方がいらっしゃれば検討するようになろうかと思えます。いわゆる三村さんの知名度、それから現役での成績、それから現役引退後のコーチ監督としての指導者としての功績、それから、ゆかりの品々を町の方へご寄贈をいただいておりますので、ここらあたりの町への貢献などを総合的に判断して、次の方がいらっしゃれば、そこらあたりが、基準になろうかというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）極端な話ですけどもそしたら河野氏の今までの優勝カップとかいろんなもの、それから、ユニホームとか、そういうもののラケット、そういうものを町の方へ貢献したら、すいません、笑わないでください。町へ貢献したらそれは、同等ではありませんが、そういうふうに貢献というふうに認められるのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）町長の答弁でも申し上げましたように、表彰条例に基づく当時としての最高の表彰規定をもって顕彰しておりますので、十分、河野氏の功績は称えているというふうに判断しております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今後、三村氏の、要するに、一つの模範として、それに充当するものが町民栄誉賞と考えればよろしいんですね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）先ほど申しましたように、三村氏の功績を総合的に判断したような形で、次の方がいらっしゃれば、判断をしていきたいということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）動物愛護の件についてですが、先ほどの答弁の中に、助成金は、出さないというふうにおっしゃいましたが、この犬・猫は全国、広島県は、今全国で第3位なんです殺処分が。海田町はまだそこまではありません。しかし、現在の殺処分を考えますと、やはり今から少しずつそれぞれの広島県の市町がやはり少しずつ殺処分がなくなるように向けて、対策を練っていくのが本当でないかと思えます。それと助成金ですが、呉の場合ですね。犬・猫、呉市内で飼育している呉市民、市税を納付をしている人。犬は狂犬病予防の登録と今年度の予防接種済みであること。各年度1世帯につき犬1頭、猫1匹まで、となっております。この中の条件も平成22年6月1日から予算がなくなり次

第終了となっています。それと神石高原町の取り組みは、野良犬や飼い犬の殺処分をゼロにするという取り組みで動物センターの月2回の引き渡しをやめて、民間施設が一時保護をして、次の飼い主を探す方式で、NPOが町内で災害救助犬訓練センターとなり、保護した野良犬などにワクチンを接種する費用を35万円、補正予算に取り組んでいます。飼えなくなった犬は、町が相談を受けて、1匹1万円程度で受け入れる訓練センターを紹介。とこのように、各市町ですね、いろんな方法で殺処分をなくす方向でいっています。呉はこういう犬・猫というのはですね、税金収めている人という形で、補助金を使ってことでやってますが、海田町の場合に、少ないといいましても、野良猫がかなりやはり、あちらこちらと点在しています。それと、飼い猫ですね、飼い猫をこの頃よく見ますと、首輪をされてない猫も結構います。野良猫なんか飼い猫なんか区別もつかないというところもあります。やはり、この猫に助成金を与えることで、やはりちょっとお金が高いからって控えている方も、皆さん不妊・去勢をすることによって、まず、飼い猫がうろうろした場合に、要するに、たくさん子ども、他の猫とのことで産むことがなくなり、それが野良猫とか野良犬とかがなくなることにつながると思うんです。そのことで、やはりこの助成金というのは、確かに、自分が好きで飼っている猫になんで助成金をとるかわかりませんが、これは今から、子どもたち、少子化・高齢化になっていく上で、高齢化の人たちのパートナーとなり得ることが考えられます。その上で今から少しずつそういう助成をして、後は今度また別の方法を考えればいいと思うんですが、まず第1弾として、そういうふうな手だてを考えるとこの気持ちはありませんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員も質問の中で、質問されておるとおり、あくまでも、飼い主のモラルであり、飼い主の責任であるという観点からいたしますと、まずは、飼い主の方にですね、ご負担いただく。これが最優先じゃなかろうかと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）それでしたら、今ここTNRで書いていますけどTNR活動、これは野良犬に不妊とか去勢手術をするボランティア活動ですけども、まずじゃあ、飼い主の猫犬は飼い主の責任、確かにそうです。であるならば、町に地域猫、野良猫を地域猫にされてる方もいますが、聞きましたら避妊してません。去勢してません。では、そういう野良猫に対して、町がやはりそういう手だてをするお考えはありませんか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）ＮＰＯ法人への引き渡しという活動になろうかと思うんですが、こちらの方も、ＮＰＯ法人調べさせていただきますと、県内この近郊に１か所活動されている団体があるかと思うんですが、そこへの持ち込み等、前提とはなろうかと思えます。法人の方も受け入れ体制というものがございしますので、無制限にこちらの方から、お預けするというのも非常に難しいのではなかろうかとは考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○２番（大江）ではこちらから持ってくるのが難しいようであれば、これを広報などで、そういう手術代に困ってるけども、飼いたいという方たちに対して、どうしても飼いたい方は、このような活動されている方がいますっていうことも、広報で知らせるっていう方法もあるんですが、それはいかがでしょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）ＮＰＯ法人の活動でございしますので、その都度町広報の方へ周知を図るということは、今のところでは考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○２番（大江）それでしたら、今住民の間で、やはり野良猫の餌付け、それからどんどんどんどん増やしてごろごろ野良猫とかが、うろうろしてるっていうその苦情とかですね、それに対して、町はどのように対処していこうと思っておりますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず野良猫・野良犬も一緒でございしますが、安易にえさをやらないことについては、町民の方に広報等を通じて周知を図る必要があろうかと、いうふうには考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○２番（大江）それは餌やりをやらないということは十分わかります。でも、小さな子猫がうろうろして、にゃんにゃん餌を求めているのに餌はやらないということで、人間として知らん顔できますか。正直言いますと、畝の方で、猫が次々次々死んでいったと。毒を盛ったんではないかと。そういううわさを耳にしたので調べました。そうすると、餌やりをされていた方が事故で亡くなって、結局餌がないまんまどんどん飢餓状態で１匹２匹とどんどん死んでいったという話を聞いております。それは昨年のことです。ですから、やはり生きているものに対して、餌やり、それはもう十分わかります。近所は

すごく迷惑しています。でも果たして自分の目の前に来たときに、それが本当にできるか、ちょっと胸に手を当ててみてください。にゃんにゃん子猫来て、餌やりは餌付けはできないわしゃ知らんで。私は知らないよってできるのか。それを考えた場合に、やはりそういう対策っていうのは必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員ご指摘の一時的な感情で餌をやるとかいうことは、感情的には忍びない部分もございますが、もしそういうことがあれば、逆にその猫のほうを私どもの方に、持参いただくしかなかなかろうかというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）その町へ持参することで、保健所で月2回ありますが、それが引き取り手がない場合は殺処分ってことになるんです。だから、それを少なくしようという動きが、県でもあっています。要するに今からは共存社会になるから、動物を大事に、人間と動物がいかにして、うまくつき合っていくかということで、県の動物愛護規則の中にもうたってますが、要するにそこまで行くまでに手だてが町として考えないのか。例えば、神石高原町は、ここよりも半分ほど少ない一万なんぼの人口の町ですが、町の方で、犬猫の飼い主を捜している。そういう手だてもやっております。町にそこまでせいと言うても無理かもわかりませんけども、一時的に、保健所に預ける前に、どこかに預けて、そこから、また預り手を探すという方法もあると思います。今現在は野良猫を見つけた人が、フェイスブックなんかでだれかいませんか探して見つけて、渡す。それでもなおかつ、どうにもならない。どうかしてくださいって住民の声を聞いてます。その方、1匹2匹3匹と、もう3匹まで今飼ってます。これ以上飼えません。ですから、そういう現状が住民の中にあるんです。それは小さなことかもわかりませんけれども、やはり、住みやすいまちとすれば、そういうところも大事にしていく対策を練る必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）増大する行政サービスの中で、役場が何をするかということは取捨選択しなければいけないと思います。ただいま議員がおっしゃいました部分につきましては、海田町の行政サービスとしては、まだそこまでやることはできないと言うふうに判断しております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）行政サービスでできないのなら、お金出してください。いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）公費を出すことも、行政サービスの一環でございますので、現在の優先順位の中ではしかねます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）ではちょっと話を替えますが、現在、犬猫が死んだ場合ですね、去年ですが、泡をふきながら猫が倒れて、どうも事故らしい。全部そういうのが、家に電話かかってきます。慌てて飛んできます。で、役場の対処として電話していただいたりしたんですが、あっ、死んでいないのなら引き取りません、死んでるなら引き取りますと。はっ、どういうこと、と思いながら、条例の中に見ますと、死んだ場合ですね。これは、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中の第5条ですが、犬及び猫などの死体は、占有者がほかの一般廃棄物と区別し、町の指定した場所に自ら運搬しなければならないとあります。これは占有者が、って書いてます。これは野良猫とかそういうのは飼っている人いませんで、住民としては困りますが、一般廃棄物と区別し、町の指定した場所に自ら、って書いてあります。これは、現在決められた、ごみを捨てる場所に持っていくんでしょうか、住民はそうように解釈して、ごみを捨てる場所に死んだ猫などを今持って行っている状態です。お聞きします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今、おっしゃられてる野良猫ということでよろしゅうございませうかね。野良猫とか、道路等で死んでいるといった場合に、よく町の方にも、電話等かかってきます。その場合にはこちらの方からですね、出向いて、回収もさしていただいておりますし、敷地内で亡くなっとる動物等につきまして、当然、所有者があれば、所有者の方にお願いと。野良であれば、野良猫等であれば、電話いただければこちらの方から回収に行ったりということは実際に行っております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）これが庁舎の空いている月曜から金曜であればそうなんですが、一度土曜日のときは、環境センターの方でお願いして、引き取りに来てもらったことがあります。その場合事故ということで、生きていましたが、日曜日、これは比較的結構日曜とかが多いんですね、日曜のときなんかどこへ電話していいかわからない。対処の方法というのがちょっとわからないと思うんですが、それはどういうふうにお考えですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）そういった場合でも、宿直の方にお電話いただければですね、対応するようにいたしております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では、そういう野良犬・野良猫、亡くなった場合にですね、電話をすれば引き取りに来るということで解釈していいんですか。ここは、町の指定、ここは飼い猫だとは思いますが、じゃ、野良猫なんかは電話をかければ引き取りに来る。じゃ飼い猫の場合は町の指定した場所に自ら運搬、これはどの場所のことを指しているんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）基本的には環境センターへ持ち込んでいただければ、というふうに考えております。また飼い猫でございますので、基本的には飼い主の方が、埋葬されるなり、されるのではないかとというふうに考えておりますが、野良猫等につきましては環境センターの方へ、お持ち込みいただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）これはだから休みであっても環境センターの方に持って行って置いておけばよろしいということでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）基本的には環境センターが開いとる時間であれば環境センター受けますが、日曜日、それから、祝日等につきましては、役場の方へご連絡をいただきますと、それぞれ、道路であれば道路管理する者、それから、もしくは生活安全課の職員が引き取りに伺うことにしております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）わかりました。じゃ、野良猫とか死んだ場合、役場一本化でよろしいですね。はい、ではもうひとつお聞きしたいのが、猫なんかは、でも野良犬、飼い主の無いのが事故に遭った場合ですね、どう電話したら、病院に連れてってくださってことが1件ありました。そのときに、病院へ役場に電話した時ですね、生きてるなら病院へ連れてっててください。そうすると、発見者は、病院に連れていったらお金がかかる、連れて帰ってくれて言われたらどうしようか、って、そういう声を聞きました。実際調べましたら、動物は事故、野良犬・野良猫が事故にあった場合は、動物病院に連れていっ

たら、その動物病院が治療をする、その治療費は要らない。そして、もし引き取り、あれだったら病院が引き取るというような、ある程度規則になってますよってことを、ちょっと耳にしました。動物管理条例の県の方を見ましたら、まず、報告者が、役場にしましたら、役場が動物愛護センターへ言って愛護センターが病院に電話して、病院から、怪我をした猫を治療に来るっていうふうになってますが、そこの怪我をした猫を助けようとする場合ですね、その手段としてはどのような方法ですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）いま議員ご指摘のとおりの手順で、愛護センターを通して、県が治療費の方を払うという手順になっております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）ですから、広報に記載されてると言いますが、こういう一番住民が戸惑うところの広報の、要するに、周知がないんですね。住民が一番、まずはそこなんですよ。生きたる事故に遭うたらどうしようかどうしようか。あ死んでる、これはどっちだどっちだ。ですから、この度ちょうど動物愛護で広報の一番目のページに載ってましたが、引き取りの方法が変わりますよって言うのもありますが、それは、飼い主のほとんど飼っている人たちの引き取り方法です。でも今一番困っているのは、やっぱり野良犬もあるんです。野良猫もあるんです。だからやっぱりその周知をもしこういう場合にはこういうふうにやってくださいよという周知を住民に知らせることで、住民が苦情もないし、そういう、要するに戸惑いというんですかね、知らん顔するっていう方法もないし、みんなが一つの命を救おうって思った場合そういう手だてをやはり広報で、そういう自分の一番知りたいところを広報で知らせていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず広報のあり方につきましては、基本的には動物愛護センターの依頼に基づいて、町広報に掲載をしております。議員ご指摘のような点があれば、今後動物愛護センターと協議をした上で、広報等の周知を図るよう努力していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では、ふれあいバスについて入ります。ふれあいバスは先ほど言われましたように、三迫6号線、国信はどうしても道路が狭いということで、もう全然進展がな

い。どんどんその間に、家が建ち、建物が建ち、どんどんその道路幅を広げようとするチャンスを逃していつているような気がします。やはりそれは、町の中で、設計じゃないですけど将来的にここをこうしたいという意向のもとで、都市計画設計じゃないですけども、そういうものをやはり立ち上げないからには、どんどんどんどん土地があれば家が建っている。でもどんどんどんどんそれが、道路を広くしようと思った時には困難になってくる。そういう状態が何かもう繰り返し繰り返しされてるような気がします。ですから、このまま行って東広が開通すれば2号少なくなるんだからとか、そういう問題でもなく、今回のように、大雨で渋滞したときには、やはりその生活道路、できたおかげで、すーっと流れる。そういうやっぱりあの地域の不便さっていうんですね、それを解決するには狭いから右折難しいからじゃなくって、じゃあどういうふうにすれば解決するのか、そのためにはどうしたらいいのかというのが、町の中でお考えあると思うんですね、ただ狭いから狭いから、右に曲がれないから曲がれないから、それを言うたら何年たっても一緒です。だったら、右に曲がれない、警察にも信号機つけられない川幅広げてくださいよって県に依頼しても、川幅はやっぱり水の量の関係から、それは広げられない。川幅じゃないですけど、道路を川の方につくってください言っても、それは無理だと言われました。あらゆる方策を練っているんですが、町としてできないできないでなくて、じゃできない、右周りできない、信号も付けられない、道路が狭い、でもどうしたらあそこの道路幅が広がるのか。今、家の古いところも結構あります。今から立ち退きや建て替えのところもあると思います。それらのある程度踏まえ、どのように計画をして、それはやっぱり地域の方に将来的にここ広くしますの、家を建てるときは、とか、やはりそういう、知らせていうんですか、思いを伝えて計画していくのが必要じゃないかと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国信地区に限ってお話をさせていただきます。議員もご承知のとおり、国信地区につきましては、現行の循環バスを回すことが難しいという形で、代替策ということで、地元にお諮りしましたが、それよりも道路の整備を先にやってくれという形で、まず、二丁目と三丁目をつくる道路を整備いたしました。しかしながら、その接続地点以降の道路拡幅の問題というところが出ております。おっしゃいますとおりに、それぞれ、海田町の道路につきましては幅員が狭い、その周辺の民家の方になかなか同意が得にくいという中で申しますと、国信地区につきましては、現段階で、さらなる拡幅

というのは非常に難しいというふうに考えております。当時のご要望でございました道路の新設というところは行っておりますので、今後、ふれあいバスの運行につきましては、道路が徐々に広がるかもしくは2号の問題とそういうところの問題が済むまでは、代替策としては当時出しました小型車両における、その運送ということになりますが、これは当時の地元においても、どちらかというとな否定的な意見でございましたので、今後、地道に道路の整備を進めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）地道に道路整備って言われますが、動きがなければ、そこの住民も、そういう心づもりとかですね、そういうのはない思うんですね、急に降ってきた話では、住民は、んっ？と思います。やはりここが将来的に広くしたいんですよ、ここに道をしてバスを通したいんですよ。という思いがある程度そのあたりの住民に少し話がいったければ、やはり住民が家を建て替える、塀を作り直すといった時に、そこに何らかそういうものが頭に入っていて、そういうがこういう話があったと、じゃ、少しこちら側にと言って町と交渉っていう話もあると思います。それが全くないで、今、道路を考えますと言われますが、要するに今、住民自体も、建てたばかりを崩すとか動かさせていうのは無理です。でも今後のことを考えた場合、それはやはり将来的にここはこうしたんですっていうお話は何かの機会のときに、それはすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ふれあいバス運行のために必要な拡幅が必要となるだろうという箇所の所有者の方とは、一応は、この度の拡幅の段階でも当たっておりますが、現段階では一切売る気はない、そういう返事をいただいておりますので、そういったお申し出は、自分のところが拡幅が必要だということは、所有者の方はある程度おわかりだと思っておりますが、現段階ではご協力がいただけないという形になっておりますので、議員がおっしゃいますように、この度たまたま道路ができましたのも、持っておられる方が、所有の建物を壊して売却をしてもいいという意思を出されましたので、直ちに町の方で買収いたしました。そのような機会があれば当然に行いますけども、今おっしゃいましたように、現に建って特に建物が建っている部分について、協力する気がないとおっしゃられたところを押してその、というところまではまだ至っておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）すいません、では、国信の方に、ふれあいバスを通すとしたら、どことどこの方が拡幅が必要になるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、幾つかの地点ございますが、現段階で具体的な計画を立てておりませんので、その部分についてはまだ申し上げる段階になっておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では、拡幅しないままでしたらこのままずーっとこの状態ということですね。もしそれがどうしてもっていうことは、やはり最初に話のあったタクシーっていうんですか、そういう方法しかないということで、捉えてよろしいんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いま一つ、2号の右折問題というものが解決した場合にはまた別な考え方になると思います。どちらが先になるかは、少し判断しかねます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）バスの乗車口の件ですが、年の方がですね、やはり一つの昇降口上がるのに、足がなかなか上がらないんで、ちょっと高いから、もう少し低く昇降口を、上がり口ですね、してもらえないかという苦情がきております。私たちが乗る時は別に何とも感じないんですけども、やはり年をとってくると、足が上がらない、障がいを持ってる、上がる時に困難になっていることもありますし、ですからそういう点を考えたらふれあいバスは皆さんのために活躍して、特に年の方いろんな方が利用されているので、そこはやはりもう少し精査してみて、バスがこれで本当に年の方も乗りやすく、少し障がいがあっても乗りやすいバス、それでもって町のために走ってるってことを考えて、少し精査してみるお考えはないですか。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（石田）今ご指摘の、バスの昇降口を低くしたらどうかということにつきまして、今、バス運行ルート上、道路の高低差がある箇所が、海田市駅東側の踏切、大正通り第1踏切、それと、砂走付近の新幹線下の道路と旧大浜酒店さんの横の道路の高低差、それと、国信橋、国道2号の接続部、それと、総合公園管理棟前の坂道がありまして、そこがどうも低床だとバス会社から、ちょっと、運行が不可ということを聞いております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）工夫すれば、例えば中ですね、今の時代いろんな工夫がなされていますが、今の状態の中で、例えばばたと折り畳みじゃないですけど自動的に、着いたら畳んでいるものが自動的におりとか、そういう特殊いうたらおかしいんですが、今の現状のものをそのまま持っていけば確かに言われるとおりですが、その中に一工夫、バスの中で、例えば着けば自動的に扉が開いたら自動的に一つの階段がスーッとおりるとか、そういうその、特注になりますが、そういうことも考えるとできないことではないんじゃないかというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在のバスの状況というのは、特殊車両を用意してまでと言うところまでは考えておりません。そこについては、そういった、その障がい者の方の高齢者の方の送迎用の特定のバスであれば、そういうことも十分考えられるかと思いますが、現段階では、乗り合いバスの延長というふうに考えておりますので、現在乗り合いバスの中で利用されております低床バスが運行できませんので、その点については、難しいかというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）逆発想で、では今低床バスが困難だと高低の差があるというところの、道路の方を今から改善していくときに、少しずつそれを、例えば道路を今から舗装しますよとか、そういうときにですね、そういう場所を、ですから今すぐは難しいでしょう。でも、今からどんどん道路舗装とかされるときに、そういう箇所を頭に入れて舗装を少しずつ高低差のない、舗装をしていくっていう工夫を考えることはできませんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず一つに、踏切につきましては、これ踏切が除却されなければ無理ではないかというふうに思っております。2点目に、現在利用者も多い総合公園、上げる、あそこの管理棟へ上げる場所は、舗装とかいうんではなしに、高低、ここは特に通常の町道とかそういうのではない中での高低を、利用者のために、あそこまで上げております。そういったところを総合的に考えた時に、1か所でもあれば、そこをルートを変更しない限り、考えられないわけでございますので、今議員のご提案は非常に困難なことだと思っております。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。再開は迫って連絡いたします。なお諮問事項がございますので、議会運営委員長は、委員会を招集してください。正副議長室へお願いします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 35 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。12 番、西山議員。

○12 番（西山）12 番、西山です。大きく 3 項目 11 点について質問いたします。まず、学校教育の充実について。がん教育の強化について、まず質問いたします。国民の 2 人に 1 人ががんになる時代でございます。しかし、教育現場ではがんは、保健体育の授業で、生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際、他の病気とあわせて紹介される程度でございます。そこで、文部科学省は 2014 年度から、小・中学校でがんに関する保健教育を強化する方針を決めました。そこで、質問いたします。現在、各小・中学校における保健体育の授業内容はどのようになっていますでしょうか。2、今後の取り組みはどのようになさるお考えでしょうか。次に、ICT 環境の整備についてでございます。電子黒板における授業の有効性を提言してまいりましたが、数年間、予算計上が少額しかありませんでした。FS 実証校では、児童生徒 1 人 1 台のタブレットを活用する授業が行われてまいりました。それに伴い、デジタル教材も増えてきております。そこで、質問いたします。電子黒板の整備について、今後どのように計画をなさいますでしょうか。2、タブレットの活用計画はどのようになっていますでしょうか。次に、町立小・中学校における通学区域変更について、海田西小学校と各 3 小学校の学級数の差、海田西中学校と海田中学校の学級数の差の解消は長年の問題でした。昨年解消に向け、海田町立学校通学区域審議会が開かれましたが、現状には問題があるが、審議内容が十分でなく、結論は現状のままという結論でございました。そこで、お尋ねいたします。1 学年の適正学級数はどうお考えでしょうか。2、通学区域変更についての今後の方針はどのようにお考えになっておられますでしょうか。大きく 2 点目の質問でございます。健診窓口の一本化について。10 年後の日本を見据え、国民の健康指標を定めた第二次健康日本 21 が、今年度スタートいたしました。それを受け、海田町におきまして、海田町健康増進計画第 2 次健康かいた 21 がスタートいたしました。多様な領域で 5 年

間での目標値が設定をされております。そこで、質問をいたします。健診の問い合わせ先が加入の保険により異なっておりますが、集団健診申込書は、1枚で対応なされております。問い合わせの一本化はできないものでしょうか。2、町独自に認知症予防のための項目を増やすお考えはありませんでしょうか。最後に、大きな質問です。雨水貯留タンク設置を。近年全国的に、大雨による住宅等の浸水被害が増えております。河川や下水道の整備だけでなく、町全体で、雨水の貯留・浸透の取り組みを進めていくことが必要であり、先進地ではもう既にそういう取り組みがなされております。そこで、質問いたします。公共施設、小学校に雨水貯留タンクの設置をするお考えはないでしょうか。また、家庭に雨水貯留タンクを設置される場合には、助成制度の創設は考えられないでしょうか。最後に、透水性舗装の推進を現在以上に推進されるお考えはないでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1番目については教育委員会から、2番目、3番目については私から答弁をいたします。まず、健診窓口の一本化についての質問でございますが、1点目については、一本化に向けて検討してまいりたいと考えます。2点目については先進地事例を参考にしながら、健診の待ち時間等に軽度認知障害の方を早期に発見する機器の活用等を検討し、受診率の向上につなげていきたいと考えております。続きまして、雨水貯留タンクの設置についての質問でございますが、1点目については、雨水幹線との機能分担において、効果的と認められる場合には検討してまいりたいと考えております。2点目につきましては、近隣市町の動向を見極めながら、今後の研究課題として考えてまいります。3点目につきましては既に一部の歩道で透水性舗装を採用しておりますが、今後も、施工箇所の状況等を勘案して透水性の舗装の採用を図ってまいります。それでは、1番目の質問については、教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校教育の充実について答弁いたします。まず、がん教育の強化についての質問でございますが、1点目については、小・中学校ともに、保健の授業で喫煙などの影響や成人病について考える中で、学年に応じたがんの教育を指導しているところでございます。2点目については、がんに限らず、現在行っている感染症、生活習慣病予防やこれにかかわる生活習慣の見直し等の保健指導をさらに充実させるとともに、引

き続き保健だより等を通して、児童生徒はもちろん保護者への呼びかけを行ってまいりたいと考えております。次に、ＩＣＴ環境の整備についての質問でございますが、１点目については、平成 21 年度に各小・中学校ともに 1 台ずつ配置しておりますけれども、操作方法の理解や授業での活用の手法について、まだ課題が残っていると考えておまして、今後は配置台数の拡充よりも、現在配置している電子黒板をとおして、効果的な指導方法の開発を優先させるべきであると考えているところでございます。２点目については、さまざまな場面における需要の高まりが予想されることから、小・中学校段階で、タブレットに触れることは大変教育効果が高いと考えております。今後、国による整備基準や、先進地の動向等を参考にいたしまして、配置について検討してまいります。次に、町立小・中学校の通学区域の変更についての質問でございますが、１点目については、学校教育法施行規則には、標準学級数として、小・中学校ともに全学年総数で、12 学級以上 18 学級以下と示されております。このことから、小学校においては 2 ～ 3 学級、中学校においては、4 ～ 6 学級が標準規模とされております。２点目については通学区域を変更する際には、地域の意見を十分聞くことはもとより、町全体の教育のあり方を総合的に協議した上で検討すべきであると考えているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）再質問いたします。まず、最後の、雨水貯留タンクの設置の推進についてでございますが、有効性を考えて設置を検討するというお考えですが、これは小学校におきまして雨水貯留タンクを設置する意味は、ひとつ環境教育とともに、節水といたしますか水を大事にする教育につきましても、随分有効と判断しているわけです。今後、まず、小学校に雨水貯留タンクを設置する方向性は見出せないのでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）環境教育については教育委員会からの答弁となりますでしょうけれども、小学校とかに雨水貯留タンクを設置するということになりますと、それを地上に設置する場合には、その設置スペースを確保しないといけないということもありますし、地下に設置するにつきましてもですね、たまった水を汲み出すポンプが必要になってくることからですね、なかなかその課題はあろうかというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）透水性の舗装の推進でございますが、現在までも透水性の舗装はされているのは十分承知しておりますけれども、この舗装全体、年間舗装工事をなさる何パーセ

ントが透水性で、現在まで、整備をなさってこられましたでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ここ最近はですね、ここ最近2年ぐらいは、透水性の舗装、これは歩道にしかやっておりますが、していません。それ以前にですね、例えば日下橋から日の浦橋の瀬野川のところの歩道でございますとか、あとは新開蟹原線、中店小学校線、これもいずれももう10年ぐらい前にやっておりますが、それらの歩道がですね、透水性舗装でやっております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）この問題からいたしますと中店小学校線なんていうのはタイルで、とんでもない舗装で、タイルも随分剥がれて大変なことになっていると思いますけど、今後、歩道が有効性があるんですけども、今後歩道整備されるときには、どの程度のパーセントで、予算が少しこちらが高いものですから、こういった考え方で、この透水性の舗装になさるのかということ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）新しく整備をしていく歩道、例えば、瀬野川の呉線の踏切からですね、中店の踏切までの歩道を整備するというのを打ち出しておりますが、これらについてもですね、透水性を考えております。したがって、今後新しく整備する歩道、歩道でございますよ、歩道につきましては、透水性舗装を前提に考えていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今、一番大事なのは、今後の整備には、透水性舗装を実施するというご答弁でした。で、車道の件ですけども、現在、側溝がやはりあまり整備されてませんと、大雨が降ったりしますと、随分、歩道にはね返って大変な被害を被っていくわけですけども、車道に対しまして、どのような今後計画で透水性の整備をお考えになる計画でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）車道についてはですね、様々なちょっと問題がまだ解決をされておられません。例えば、水が中にしみ込むことによって、実際道路は大きい車も通ったりしますので、支持力とかいろいろ言うんですけど、強度がですね、当初のものが確保されないといった問題もございます。なかなか車道では透水性をやるというのは、まだそ

こまでは町の方は考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい。次に健診窓口の一本化でございますが、考えていくというご答弁ですけれども、いつごろまでに一本化が実現可能になるのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今年度はもう健診が済んでおりますので、来年度から一本化してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）5年間の数値目標が明確に出されております。今まで海田町のこの健診、がん検診をはじめ特定健診等、県平均よりも随分受診率が多くて、本当に皆様のご尽力されてることを評価いたします。しかし、今後5年間の数値目標を見ますと、随分ハードルが高いわけですし、今まで努力されて、ある程度、頭打ちの可能性も出てきてる現状の中で、より受けやすい健診ということで、2番目の質問であります認知症の項目を増やすお考えはないか、という質問させていただきました。この件は、今、コンピュータ等で簡単に認知症、自分が今どういう物忘れの状況なのか、認知症に至っているのか、簡単に第1次認知症の予防ができる機器が開発されておりますので、これを設置をされて、これは無料で来られた方で受けてみたいと思われる方は受けれるような方針、そういうことにしていただけたらな、という思いがあったんですけども、その点についてのお考えはどうでしょう。具体的に。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）今、議員の言われましたような方向で検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、がん教育、教育委員会に対しまして、まずがん教育の強化についてでございますが、国が12年度にがん対策推進基本計画の中で、がん教育について、子どもたちが健康と命の大切さを学び自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育をする、ということが定められております。で、来年度から数年かけて、どういったことが大事なのか見直して、モデル校を文部科学省としたら設置をするという方向性を見出しております。で、これは健診の向上にもつながりますし、児童生徒の一生の問題でもありますので、この数年間で、

充実したがん教育を特化、保健体育の時間で構わないんですけど、少し充実させていた
だきまして、国がモデルにしたいぐらいの教育をされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）まず、2012 年に出されましたがん推進対策計画に基づきまして、
モデル校等ということはこちらでも把握をしております。今、授業で行っておりますも
のは、全て学習指導要領にのっとって行われております。そちらについて、早急ながん
教育に対する改定というのは今現在はまだ行われておりません。ただ、国の流れにより
ましてそちらの方が強化されているということはあります。たちまち、授業の内容その
ものを組み換える、教科書そのものが変わるということはないと思われますけれども、
日常の中、例えば、保健だより等を通じてがんに対すること、その予防、また喫煙に対
する学習というのを子どもに周知させていきたいというふうに考えております。以上で
す。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）電子黒板は、整備しても、まだ教師のレベルがそれに達していないので、
そちらが優先というご答弁でございましたけども、先々日の新聞にですね、民間がスマ
ートフォンとかタブレット端末で、学習アプリケーションを開発してきている現状でご
ざいます。この中には、知的向学心を刺激して学習機会を増やしてもらおうとゲームを
取り入れた図鑑や算数ドリルとか読み聞かせ絵本などで、児童生徒の方が先に、扱いっ
て言いますか、教師の方が追い付いていかない時代が来てるんじゃないか、と思ってお
ります。ですから、平成 21 年に電子黒板をもって提言いたしましても、数年間、教師が、
教える場がないですから言うて、数年かかってきているわけですね。この損失が随分大
きいわけですけども、今後、何年かけて今あるもので教師の資質を、指導力を上げてい
くお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほどの答弁と重なる部分が出てくるかもしれませんが、電子黒
板というものについては、操作方法とか、その活用方法、これに教職員が費やす時間と
いうのを考えると、少し導入するのは時期尚早であるのかなと考えております。また、
タブレットについてはですね、今議員ご指摘いただいたように、これは今家庭の方でも
随分普及してきている状況があるので、学校教育の方が追いついてないと、こういう
実態は私は現実には存在していると思っております。こうしたことから考えてみると、いつ

までに電子黒板をっていうつもりはまだありませんけれども、当面、まず教師の電子黒板を活用する能力、これを高めることが先だと思っておりますし、昨日の学力向上の答弁でも申し上げましたけれども、やはり今海田町がやるべき教育のステップというのがありますので、そのステップの中で、初めからこの電子黒板を導入して、そこをやりなさいあれをやりなさいと言うよりも、少しずつ学力の向上、体力の向上、心の豊かさに向けてステップアップしていきたいと。そういう意味で、電子黒板というのは私はいらないとは当然いいませんが、まだ優先順位というのはそう高くないのかな、ただ、タブレットについては、もう少し、子どもたちの実情とか今の現実社会の中で必要性があると考えておりますから、その導入については、どうなるか今から検討を始めていきたいと思っております。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） タブレットの端末を今度は電子黒板に表示をして授業が成り立っていくわけですので、これらは相関があります。ですから、教師の資質を上げる、その年度を縮小できるような方針をとっていただきたい。この生徒用デジタル教科書、うちのタブレット、電子黒板が導入されますと、デジタル教科書で授業を受ける科目も出てくる有効な科目もあるわけですが、アンケートによりましたら、デジタル教科書の導入に関しては、小学校の教員の71.8パーセント、中学校教員の60.2パーセントが紙の教科書との併用を望んでいる結果が、全国的には出てるわけです。海田町だけの教育が遅れていきますと、ますます児童生徒にとっては、これは随分マイナスであります。ましてや特別支援学級におきましては、これよりも一歩進みまして、電子教科書が随分特別支援の児童生徒にとりましては随分有効な教育になっておりますので、今後何年間で全国モデルレベルまで追いつくとは言いませんけれども、何年後には、普通平均的な、こういう端末を電子黒板を利用した、また特別支援学級の児童生徒のために有効な授業ができるような計画を、具体的には、教育長、お考えにはなりませんでしょうか。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） 何年後という期間を示すことは今の段階としては控えさせていただきたいと思うんですが、先ほどの答弁と少し重なりますけれども、やはり海田町教育というものを向上させていくときには、やはりステップがあると。これは私は思っておりますので、そのステップの中で、電子黒板の導入というのが、海田の子どもたちに、非常に大きなプラスになると、そういう段階に来たときに、また、教師が電子黒板を使

いこなすようなそういう技術レベルに達したと、そういった段階では、電子黒板の導入というものを考えてみたいと思いますけれども、まだ今の段階でいつまでにということは、答弁しかねるという状況です。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後に通学区域変更についてでございますが、前回の審議、教育委員会から出されました審議内容が、あまり充実していないという結果で、審議会では、現状という結果が出ております。しかしさっきの適正学級数の説明をお聞きしていますと、現状の海田町のあり方には問題があると判断いたすわけですが、これ数年後には必ず今あそこの、海田警察の隣が売り出されて、大きいマンションが建ちますと、また随分児童生徒の数値が動いていくと思いますけれども、今後どういう状況になったときに、この通学区域の変更を審議会に答申するような時期が来るんでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）通学区域審議会の今年の1月ですか、答申が出されて、その議事録等も目を通させていただきました。その中で幾つかの課題は、私、当事者では当時ありませんでしたけれども、課題があるなという認識は持っております。幾つかの課題の中で、やっぱり最大の課題といえますか、それは審議会の委員の中でもご指摘がありましたけれども、海田町の教育というものを今後どうしていくのかと。その大きな議論がないままで、学校が小っちゃいから大きくするとか、大きいから小さくするとか、そういう議論に陥ってたんではないんだろうかと思っております。ちょうど平成16年になりますけれども、海田町議会の中で学校の自由選択制のことで、教育長が答弁した記録もありますし、また、小中一貫教育についての答弁も、これが平成17年ですか、見させていただきましたけれども、それから10年以上たっている中で、もう一度学校選択制というものをどう考えるのかと。小中一貫教育をどう考えるのか。さらに言えば、前回の審議会の議事録の中で、海田西中学校の部活動の件がありましたけれども、現在、県内全域で見てですね、小規模化っていうのはこれ非常に大きな課題になってて、部員数が少ない、チームが組めないという状況がたくさん出てきております。それに対して県の中学校体育館連盟、中体連といいますけれども、この中体連は、小規模同士の学校が一つのチームをつくって部活動を成立させると、こういうことも中体連の許可があれば、できるようになってきてます。10年以上たった中で随分教育情勢も変わってきておりますから、こういったものをしっかりと、今から、私自身も見させていただきながら、また、

地域の方町民の方の意見も聞きながら、また議員の皆さん方の意見も聞きながらですね、そこは近いうちに、海田町のあり方というものを出したいと思いますので、その議論が進んだ中で、もう一度通学区域の審議をしていければと思っているところです。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。大きく2点だけお願いいたします。1点目、西地区道路の拡幅と巡回バスの方の通行延長を。定例会での再三の答弁では西地区の道路拡幅と巡環コミュニティバスの運行は、用地交渉が済み次第速やかに工事を着手するとありましたが、その後どのようなになってるかお答えをお願いします。大きく2点目、保育所の安全対策は、平成25年6月の定例会で、保育所の安全対策に向けてどのように考えているかの質問に対して、畝保育所の老朽化や西浜、幸保育所の耐震化は早期に解決しなければならないと答弁がありましたが、その後、どのようなになっておりますか問うものでございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁いたします。まず、西地区の道路拡幅についての質問でございますが、道路拡幅の進捗状況については、買収予定地の相続問題に予想外の時間を要しておりますが、既に裁判が開始されたと伺っております。今後も引き続き裁判の動向を注視しながら、判決後速やかに用地交渉に着手したいと思っております。次に三迫地区の循環バスの運行については、町道6号線の道路整備状況に合わせて検討していきたいと思っております。続きまして、保育所の安全対策についての質問でございますが、保育所再整備計画については、6月定例会で答弁した状況に変わりございません。引き続き、施設点検を十分に行い、修繕が必要な箇所は早急に修繕を行っているところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）まず1点目の西地区の道路拡幅と巡回バスの件でございますが、町長も今よりも言われましたが、相手があることじゃけえこれはしょうがないと言えしょうがないんですが、今の裁判、裁判言うてもですね、重要な裁判でもね、10年も何ぼかかることないんですよ。ね、やっぱりその間に何か打つ手があったと、私は思いますがその点に対してはどう思われますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）はい、今裁判の件でございますが、これまでは、今、弁護士の関係でですね、事務手続に遅れがあったということで、町もできる限り、いろんな面で裁判が早く行われるようにですね、協力をしてまいりました。今後は、今の裁判の方もですね、弁護士の事務手続の方から、司法の方に完全にもうスイッチが入りましたので、そちらの方でもう淡々と行われますので、それが済み次第、速やかに用地交渉の方は、着手してまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本）いま裁判になってこんだけあれになってますが、その私が聞きたいのはね、裁判の内容も分かりません、今後どのような内容もわかりませんが、できたら、その、いつ頃どういうふうになるか、その経過ちゅうものをちょっとここでお願いします。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（久保田）個人的な事になりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本）いや、個人的なことじゃなしにね、今もう裁判は済んでてね、今度は、民民のあれかどうか知りませんが、それが大体いつごろになるかということ、いつどのようにやられたら聞いていません。今からどのようにされるか、どのような経過になるか、いつごろになるか、ということ聞いています。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（久保田）はい、今後、裁判の方がですね、まだ若干、手続の関係が残っておりますので、それが終了次第、裁判が終了次第、2か月あればですね、町の方の事務手続の方は、用地契約の方までいけるものというふうに考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本）しつこいようですが、2か月でできると確信していいですね。

○議長（久留島） 建設部長。

○建設部長（北山）裁判終結後、町の方は速やかに手続を行い、2か月程度でですね、裁判終結後2か月程度で対応していきたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本）あのね、弁護士がどうのこうの言われますが、その裁判がいつごろに終わるかが大体目標ちゅうものは立つんじゃないんですかもう。それたちませんか、たつかたたなかだけ、答弁をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）裁判の方がですね、関係者が相当複数おりますので、やはりそれらの関係の調整にですね、やはり時間がかかるという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）弁護士入れて、裁判は終わったんじやが、複数おられるから、その裁判がまだ、長期化すると言われますがね、その長期化が、どうにかして解消がで কিনかということを私再々言っていますよ。ね。裁判で弁護士を入れてですよ、弁護士の書類がまずかったかどうか知らんのですが、弁護士入れて裁判かけて、10年もかかるような、用地交渉でね、こんな裁判はありませんよ、過去調べたら、ね。それを真摯に受けとめてね、どういうふうに速やかにできるかちゅう、前向きな答弁ぐらい出したらどうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）用地交渉が大変遅れていることについてはですね、大変申し訳なく思っております。ただ司法の手続の中でですね、関係者との連絡とかをとると、それもスムーズにとれるかどうかというのもですね、実際やってみないとわからないところがありますので、その司法の手続が何か月で終わるのかっていうことに対してですね、我々も情報の入手が難しいということでございますので、ちょっと、ここで明確な答弁はできないことを申し訳ないと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）内容はだいたいわかりましたが時間もあれですが、最後の最後じゃないが、この件に関してですね、海田町の顧問弁護士がおるんでしょ。だから、今後どのように、いつ頃までかかるかぐらいはね、ちょっと弁護士に、今の裁判所の内容とかをね、聞かれたら、私それ、まだ前向きな答弁がいただけたらと思います。海田町の顧問弁護士にちょっと相談して、早急にできるように努力してください。それからですね、私もこの西地区の道路、安全対策、拡張拡幅についてですね、自治会の皆さんにも頼んで、請願書まで出しました。その請願書をね、やっぱり私も努力しますので、執行部の事情もあろうかと思いますがね、用地が交渉できる場所はね、速やかに用地交渉してもらいたいと思いますが、その点に対してどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）個別に進めるのではなしに、今一番ネックになっております裁判関係の

ところのめどがつきました段階で、採択されております請願が実りますよう努力してまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） だから、事情があるか知りませんが、用地交渉が速やかに済むように、自治会も協力して、町の、地区の皆さん皆で協力しますのでね、事情があるないにかかわらずね、速やかに、やってもらいたいと思いますが、町長その件に対してどうですか。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） この件では、本当に迷惑かけておるので、とにかく用地交渉が済めば即、予算計上をしてですね、皆様方に諮ってやるように指示しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） 何にもかかわらず、速やかにやってください。早急にですよね。保育所の安全対策についてですが、私が6月の定例会の一般質問でやりました。できれば9月の定例会までに何かの方向性だけは示してくださいと言いましたが、それ以後、6月定例会以後、どのような検討をされたかお答えをお願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） まず、畝保育所についてでございますけども、その請願の内容をどのように取り扱うかということで、ネックとなりますふるさと館をどうするかというところで、現在、教育委員会をお願いしております、先日、議会の方に対しまして、一定の説明をするための全員協議会の開催ということをお願いしておりますので、その場で、今の問題について説明して、また皆様方と協議をしたいと。それから、幸保育所と西浜保育所につきましては、他の議員の方に答弁いたしておりますけども、現在、進めております子育ての計画の方と合わせた形で進めてまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） 教育委員会へ聞きます。今2回請願が出てますよね。請願の内容を精査して、請願通した条件付で出していますよね。ふるさと館は壊さないで他の方法で早期実現をお願いしますと。附帯決議を付けて出してます。そのことに対して、今までどのような協議をされたか、お答えをお願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） ただいまの質問でございますが、附帯決議はついていない、委員会の少

数意見ではそういうのが出ておりましたが、採択に当たっての附帯決議が出ていないと思いますが、その点、お伺いしますがどうでしょうか。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） 附帯決議というか条件をつけていましたし、最初ですよ、副町長が言われましたふるさと館をあれの時には否決して、ふるさと館じゃなかったら、ふるさと館を取り壊すじゃなかったら、全員一致で、建て替えの分は、了承しています。だから、私が言うのは、附帯決議やなしに少数意見でも、ふるさと館でなかったら、早期実現をお願いしますと、いうことであり、全会一致でやってますよ。だからふるさと館を取り壊さないで、どのような審議をされたか、どのような方向で、あくまでもふるさと館を取り壊してあそこしか方法はないと、そういう意見か、その他どのような方法があるか、審議されたか、ということをお聞きします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 2月定例議会におきまして採択されました請願には、ふるさと館の跡地に畝保育所を建てるようにという採択された請願でございますので、それとその前に言われました経緯がございますので、そういう中でどうするかということを議論いたしまして、議論をした結果につきましては、先ほど申し上げましたように、説明する機会をいただきたいというふうに申し入れておりますので、その場でまたご説明させていただきたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） その件に対しては全員協議会を開くちゅうことですね。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 現在そのようにお願いしております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） ほんじゃ次行きます。えーとですね。あとの3保育所ですよ。畝保育所、西浜、幸保育所、今度この海田町子ども・子育て会議条例が出されていますが、その中の全協での説明でですね、今の保育所のあり方とか、いろいろ協議されると聞きましたが、それはもう26年までかかりますかね。それがあります。了解していますが、私はこれは速やかに早くするためにはですね、国の法律上、国のあれは決まると思います。それを速やかにするちゅうためにはですね、ある程度執行部のね、海田町の方向性ちゅうもんを先に示すような、答弁ができるように私はしたら、この問題は早く解決で

きると思いますが。今のね、今の 20 人程度集まって、執行部の方向性も例えば、3 保育所まとめるとか、いろいろな考えがあります。いろいろな考え方はね、やっぱり示した方が、早く結論が出るとと思いますが。私が思うのには、私が言いたいのはですよ、執行部、海田町の方向性というものをね、今から、少子化で子どもの人数も減ります。それを全体的に考えた方向性ちゅうものはね、やっぱり何かを示さなきゃ、私は前へ進まんと思いますが、その考えに対しての答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に、今後計画していく中では、今度会議の皆様方の意見も聞きますが、その中では執行部の考え方というのも示していかなければいけないと思っております。特に、議員が今までおっしゃっておられます老朽化した 3 保育所につきましては、その計画ができ上がってからどうするかというのでは遅いと思っておりますので、先行してというより、これはやはり並行して、その 26 年度に計画ができる、つくるのと並行して老朽化した町立保育所をどうするか、ということを検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12 番（崎本）私はね、言われても、大分長いことたちますよ。もう 26 年やった、また、多分保育者数も保育のあれも減ると思います。だから私は前向きにね、前向きに、町の方向性をきちっと示してですね、その中で協議した方が、早くこの問題が解決できるんじゃないかと、26 年度までには解決どころか、もうその方向性で、ここにこういうふうにしますと。やっぱりそういうきちっと出すのがね、やっぱり保護者の方の願いですよ。もう何年もたってますよ。たってますがその何かの結論が出ん間にもう、今の保護者の方はもう小学校へ上がって、保育のもう子どもがおらんかどうかわかりません。だからそこらはね、やっぱり早くね、安全性とか、今のエアコン問題じゃないですがね。はあ次、今まで我慢してきた生徒はもうおらんのですよ。だから、やっぱり皆にできるように、保育所でもね、早く結論いうか早く夢を与えたら、私は方向性ちゅうなあ出すべきじゃと思いますが、方向性をなんにもなしで物事やったらですね、執行部の方には悪いんですが、皆、あとあとなるんですよ。駅前庁舎でもあれだけやってですよ、あれだけ日にちをかけて、結局、JR があれやったペケになる。でしょ。高架事業でも早く物事を解決せんからこういうふうになる。だから物事を早く早く解決するようなね、方向性をやっぱり執行部の方はね、ぜひそのようにしてもらいたいって、この一般質問を出し

ましたが。町長、考えてね、すぐは出来んと思いますが、前向きな前へ前へちゅう方向性やる考えはあるかないか、最後に聞いて終わります。

○町長（山岡）町長。

○町長（山岡）町の執行部といたしましては、総合的な町の教育、福祉、建設、あらゆる面に対して整合性を踏まえながら優先順位を決めてですね、早くそういう問題について解決したい、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）早期にできるよう努力をしていただきたいと思います。はいこれで終わります。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

6番、宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。まず産業廃棄物のリサイクル施設設備に対する県の補助金をだまし取ったとして、広島県警に産業廃棄物処理業者の役員が逮捕される事件が6月にありました。特に補助金の不正受給という行政サイドから見れば、あってはならないことであり、一般の犯罪ではなく、行政に対する犯罪です。当然行政としてペナルティを科すべきと考えますけれども、町としてどのような対応をするのか。また、この役員が絡んだ企業が海田町の業務に携わっているケースがあるのか、もしあるのであれば、このことについてどのように対処していくのか、お伺いします。次に、今年度は、民生委員の改選の年です。欠員となっている区域がいくつかあります。欠員となっている地区については、さきの議会において職員で対応しているとの説明がございましたが、本当に職員で対応できるのか疑問であります。民生委員の仕事はたくさんありますが、大切なのは日常の人間関係の構築や情報収集が重要であります。そうしたことは地区に密着して、対応できるものと思っております。職員が対応するにしても、地元出身の地元における職員であれば多少なりともそういう情報など、できることができカバーできることもありますが、町外の職員では困難と思われます。民生委員の活動はボランティアの

要素が多く、同時に任命される役職で報酬を受けますけれども、自ら自分たちの活動の活動費に、そのほとんどを使うため手元にはほとんど残らないような状態になっております。しかし、地区における民生行政の原点であるため、今回の改正には欠員をなくすべきと考えておりますが、町として欠員解消のためにどのような努力をされているのでしょうか。最後に、連続立体交差事業につきましては、8月20日に広島県が海田町執行部に対して、見直し案の提示を行っています。当日我々議員にも、町からの資料の配付を受け、翌日各誌にも概略が掲載されております。そのため、海田の住民も知ることになっております。内容については、高架化部分を2キロに短縮する案です。山陽本線によって分断された町を解消できるということで、町も広島県に最大限の協力をしてきておる。住民にとっても、特に協力して移転された方々にとって到底承服できるものではございません。そこで、8月20日の見直し案が提示されたときに広島県と執行部でどのような内容の応答をされたのか、お聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。まず、補助金不正受給についての質問でございますが、この業者との契約はなく、当面、関連した業務の発注の予定もないことから、特別な対応は行っておりません。次に、この事件で逮捕された者が役員を務める業者が、町の一般廃棄物収集業務を受託しておりますが、事件後、役員を解任しております。また、町の業務については適切に履行しておりますので特別な内容は行っておりません。続きまして、民生委員の欠員についての質問でございますが、民生委員のなり手不足の背景には、身近な生活相談から高齢者の見守り、児童虐待の対応など、その活動の複雑多様化によると言われております。民生委員の選任に当たっては、その職務内容から、人選を慎重に行っているところで、退任を希望される民生委員や担当地区内の方々から、推薦された方に対し、粘り強くお願いしているところでございます。続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、県から見直し案の説明を受け、町としましては、大変残念な結果であると受けとめました。今後提示された案の内容を精査し、見直し案における問題点を整理すると伝えました。また、県に対しては、議会や住民に対する説明会を開催し、事業主体としての説明責任を果たすように求めています。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず3番目の連立の絡みですけれども、説明を受けて、残念であると町長

が答えてこれは、多分ここの前の我々の議会の説明、全員協議会での説明と、全く同じことだと思っておりますけれども、実際に時系列的に、まず、その日どれくらいの時間の説明時間があって、最初どういう説明でどれだけの時間取られて、その後、町長としてこういうふうな格好で意見を述べられたか、どういうふうな格好でされたか時系列的に説明をお願いしたいんですけども。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）約 30 分程度町長と県の間でやりとりがございました。その最初の約 10 分程度だというふうに思いますが、県の方から説明があり、残り 20 分程度を意見のやりとりをしたというところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）20 分程度をやりとりをやられたというふうに説明されました。町長の今の第一答弁の中であったのが残念でしかたない、これは絶対あり得てはいけないという思いは我々と一緒だと思うんです。そうした中で、それとプラス説明会等について、していただけた、これだけだと 5 分かからないと思うんですが、その間の 15 分なりその間の主な内容があればご説明願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、大きかったのが今までなぜこういった見直しが出てこなかったのかと。事業着手からもう何年も経過している中で、なぜこういう話がこの度突如降ってきたのか、その点に対して理解に苦しむと。その点を重ねて言ったところがまずあります。2 点目が、やはり立ち退いた方、海田町における買収率の高さを上げ、立ち退いた方の思いをどのように受けとめているのかというところがございました。それから、少し長い時間がありましたのは、4 万人の署名を出したと。受け取った当事者がちょうど今回の説明に来られましたので、その 4 万人の署名を受け取って、それを知事にどのように、出されたのかさらにそれに対して知事のコメントはどうだったのかというところについては、少し詳細な説明が向こうからなかったんですが、そこに対して、4 万人の署名というのをどのように受けとめているのかといった、ここ三つにつきましては、今回の説明内容というよりは今回見直しなり県の対応という部分でございしますが、ここの部分が非常に長かったというふうに思っております。当然に時計的に見ておりませんが、その上で、今回の資料につきましては、説明しましたように受け取ったばかりですので、みたいと。それから再度の説明会の話と。そういったような流れだったか

と思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ええと、それでは一番、今、副町長が答えた中で、今までにこんなのは出なかったということに対して県の説明は何かございましたか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その前に説明がありましたその財政状況の部分の繰り返しになりましたので、その部分については、今までも財政難ではなかったかと。今までは財政良かったのかというような話になりましたけども、さらに突っ込んだ説明ということはございませんでした。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それから、これちょっとこの部分については最後に質問させてもらおうと思うんですが、昨日も佐中議員の方からあったと思うんですけども、都計法上の変更の時に、必ず住民に説明をしなければならない、法律上はないですけども手続の中では必ずあると思うんですよ。で、一番懸念するのが、副長も町長も答えられた中で、住民説明会をしてくださいという説明をされたじゃないですか。向こうに要望されたと思うんです。下手に住民説明をしたときに、都計法上の手続きとすり替えられる可能性があるんじゃないかと思うんですよ。その辺についてはそういう懸念については考えられておられますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもとしてはそれについての懸念は特に考えておりませんし、今回も当然に、今回そういう懸念が出ておりますから、そういう懸念抜きの説明会という形で考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これまあ、在職中の業務にかかわったことで誠に申し訳ないんですけども、かつてあの、この連続立体交差事業を都市計画決定する時、当初平成7年に住民説明会を開いています。これは全体が決まらんうちに、先に、県が先行して住民説明会を、都決のための住民説明会を開いた。ところがその後JRとの話し合いがうまくいかず、延び延びになって平成11年、平成10年の12月だったですかね。説明会を住民説明会を開いたように記憶しております。12月か1月ですか記憶がはっきりしていません。その時に、前に説明しているから、もう住民説明会いいじゃないかという話も出ました。

ところが、今回は案が変わったから、再度説明せなければならぬという形で説明した。下手をするとこの住民説明会を開くことによって、そういうときの言葉ではないんですけども、そういうことを引用に出される可能性があるんじゃないかという懸念がどうしても私残っております。これ、昨日の佐中議員も同じことをおっしゃったんじゃないかと思うんです。そこらで、あえてこの住民説明をすることが本当にいいのかどうか、もう少し、これについて精査する必要があると思うんですが、それについてどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ひとつには、今回最終案ではないと、まだ今から関係機関と協議していきたいという言葉に対して信じたいと思っておりますし、またひとつに、今回は4万人という住民の方が署名されてるわけですから、そのそういう方の思いに反するこの度中間報告的な考え方が出ておるわけですから、この部分については、説明が必要なんではないかと。今おっしゃいました、それによって説明したからもう都計上の説明も済んだという不誠実な態度を取らないようにと言うのは改めて要望する必要があると思いますし、現に、これは県に対してではございませんが、市に対しての署名提出の際に、出された商工会長からも、十分に我々に対しても説明してほしいというような要請を、市に対してもされていると、これは県に対する思いも一緒ではないかと思しますので、その説明が必要という部分では、住民の方もそれを求めているというふうに思っておりますので、おっしゃいますような懸念が起こらないような形での住民への説明は必要ではないかと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今、副長の言葉の中にお互い信頼関係と。ところがもう県の方が信頼裏切つとる訳ですよ。だから、そういう懸念があることも事実だということで、やっぱりそういうものを踏まえながら動かなければいかん部分あるんで、それについてはぜひとも、そういう懸念が無いように行動をお願いしたい。これはあくまでもお願いにしておきます。本来お願いという言葉は使ってはいけないんでしょうけども、お願いいうことにさせていただきます。次に、民生委員の絡みですけども、現在、空席がいくつで、なおかつ、今から退任されようとされる方が何人ぐらいおられるんでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）現在の空席地区につきましては、2地区で、南昭和町と浜角地区

となっております。次回の定例会、改選時につきましては、欠員を補充させていただきましてですね、現在3地区が欠員となっております。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）退任される方の人数としましては、8名退任の予定でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）2地区については、いろいろ努力されて新任の方を探されてるんだろと思いますが、これについて見込みが立ったのかどうか、それから8地区退任される8地区8名の方の後任については、どの程度目安が立ってるんでしょうか。これについては多分10月になれば、10月だと思うんですけども、民生委員の推薦協議会、じゃなくて推進委員会が開かれると思うんですが、それまでに、あと1か月そこそこありますけれども。それまでに残りについてどうなのか、その辺の見込みを含めてお願いします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）現在2地区、欠員となっている方につきましては、1名、12月からの任期で、めどが立っております。先ほど宗像議員が言われました10月までにですね、推薦会を開いて、というのが県の推薦会の時期が早まりまして8月中に、推薦会を終えて、推薦を出してくださいという話だったので、一応推薦会を終えて、今現在3地区が欠員の状況となっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということは、3地区というのは今の現欠員を含んでの3地区と考えていいんですね。その3地区については、12月の段階では欠員のまま、もう推薦会終わったというから、欠員のままの状態なるんでしょうか。それとも、今から良い方がもしおられれば、その欠員は補充されるような形になるんでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）現段階では、県の方の推薦が間に合わないという状況になっておりますので、12月の一斉改選時には3名の欠員のままということになると思います。しかしながら、いち早い推薦をしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それから、先ほど、前回からもう一応なっと思いうんですけども、職員が対応される、確かに職員配布物、それから、連絡事項についてはできると思うんですけども、個々の日常の見回り、常にこういうことが起こっておるかもしれない情報収集、

そういうものについては、これははっきり言って職員では対応し切れない部分があると思うんですが、その辺についてどのように考えられているのか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）100パーセント職員で対応することというのは、困難だと思っております。その思いから、民生委員のいち早い推薦を考えているところでございます。職員につきましては、できる範囲で、地区の声を聞きながら、また配布物の遅れのないように対応させてもらっているところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それから先ほどの続きになりますけども、3地区欠になっという、最終的には欠になる可能性があるだろうという部分についてなんですけど、例えばこういう方がいいんじゃないかという話も出てきたんじゃないかと思います。そういうふうなところで説得に伺って、何とかやっていただけないかという、説得もされてるんだと思います。例えば、だれかが、この人どうですかと言われたときに、職員として、説得に行くときに、はい行きました。はい。だめです。じゃ帰りますという形で帰られたのか、それとも2回3回なり自分の足を運んでやられているんかどうか。それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）お名前が挙がった方につきましては決まるまで、その地区の方の説得に回ってまいっております。説得に際しましては、その方の家庭の状況などの理由の場合は、諦めざるを得ない理由かなということで判断しておりますが、2人体制で、お願いに行っておりますので、帰ったあとで再度、説得できるものかどうかの判断をしながら、1回で諦める場合と2回3回足を運んでいる場合とあると思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）一つ一つ聞くと大変なんで、最後まで聞きませんけども、できる限り欠員のないように最後まで努力、怠らないように。それから、これ先ほど途中で聞いたところ、副長に聞くようになるんか、町長に聞くようになるんか総務部長に聞くんかちょっとわかりませんけれども、職員が極端に言えば、地元の職員がおれば、こういうときに情報も入ってくる、この人間がええんじゃないこの人間ならできるんじゃないかというのが情報が入りやすいと思うんです。その辺について、これは6月の議会についても僕ちょっと申し上げたと思うんですけど、地元の採用はこれ、多分法律上特別枠設けるのは

難しいかもしれません。ですが、やっぱり極端に言えば優先とか、それとか、今民間企業時たまあると思うんですけども、あるこういう学部、運動しとったら特別にとりましよう。その辺で法律にかからない方法でそういうふうな形で、これは災害のときにも必ず、こういう問題助かると思うんですよ。だからこそ、そういう知恵を出すべき時期に来とるんじゃないかと思います。今職員確かに町内の方が少なくなってきた、町内でない方のほうが確かに仕事をさせてもらうのにきれる人が多いけれども、本当に必要な時ってというのが、必要になってくると思うんで、その辺について少し考える余地があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）だから、おっしゃるとおりだと思いますが、まず、町内出身者の志望が少ないということがございますし、また、町内志望者かどうかというところが、現在住所ではなかなか判断できない、そういったような諸問題もございます。さらには、町内出身者ということで採用いたしましても、その方が、その職員が町内在住者になるとは、またこれも限定できませんし、またそういう制限もかけられない。そういう中では、採用方法で、今議員おっしゃいましたことは、私ども痛切に考えておりますが、感じておりますが、なかなか妙案がないというのが、本音でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）先ほどの連立の問題と一緒に、妙案のないところを妙案を出すのも我々の仕事だと思いますので、その辺は最大限努力をお願いしておきます。最後に、補助金問題でございます。確かにこの業者、直接影響がないということで対応考えておられない、これはやむを得ないと思います。ところが、これ補助金を詐取したという大きな問題だと思っています。この役員が、先ほど答弁にもございましたが、廃棄物処理運搬業者の業務をやっている。業務そのものには問題は今起きてないから、引き続きやる。これは契約上の問題もあり、やむを得ない点はあると思います。しかし、事実その役員が会社の運営をしとることも事実です。されてた。今やめたかもしれない。会社の役員やられてたわけですよ、それ自体間違いないですよ。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）そのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）じゃあその役員やられた、やってる本人が、多分この新聞記事にいろんな

ものを調べた範囲では、会社そのものよりも、役員個人の問題としてやられているような、報道のされ方されてます。と言うことはその会社自体も、直接、詐取はしてなくてもそういう、詐欺を行うものがトップの方におったというのは間違いありません。だから、そういうものが会社を経営、今は契約してる、契約が継続している以上は、それの中で契約そのものに違反ないものについては、確かに契約いまから外しましょう。だからもうできませんよ、ペナルティを今科すことはできないと思うんです。何らか、今度は契約が終わった後何らかのペナルティは必要になってくるんじゃないかと思うんですがそれについてはどう思われますか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）議員ご指摘のとおりごもっともだと思いますので、今後につきましては、今回の事件も考慮しながら、業者の選考を行っていきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これに絡んでですけども、今まで指名停止、いろんな形で、ペナルティを科したケースがいろいろ多々あると思います。少しちょっと話がずれるかもわかりませんが、このいつもあのペナルティ科す時に指名停止、これ実際、今廃棄物のこの業者に関しては広島市も7月1日から3か月の指名停止かけているのはこれ事実です。ところが3か月間にそういうことに関する事実が、その業者に対して入札に参加するような時期があるかどうかというのは別問題。ない時期にかけてもあまり意味がない。これからこれに合わせてですね、ペナルティのかけ方として、実効性のあるその会社が実際に困るような時期に科すようなやり方も少し検討すべきではないかと、私思いますけれども、それについてどう思われますか。この問題に限らず全体的にですね。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）はい、今後効果的なペナルティについて取捨検討してまいりたいと思います。

○6番（宗像）終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、庁舎の移転とJRの高架化について、ということでお尋ねをいたします。庁舎の移転問題が浮上してから既に7年以上が経過しております。しかし、何ら問題解決が見えずただ混沌としております。先の庁舎建設の特別委員会において全員が住民投票で決すべきである、という意思表示をしております。しか

し、町長はなんら態度を示さず、口をつぐんだままです。これでは全く町民を無視し、または議会運営を無視した態度であるとともに、何の策もない知恵もない町長であると言われても仕方がないと思います。何らかの意思を示すべきであると思いますが、どうですか、お尋ねをいたします。元来、ＪＲの立体交差事業は、まちづくりのため、また将来町の発展に向けた事業であるということは、今さら言うまでもないと思いますが、町長は自ら署名運動に参加したり、また署名簿の知事提出に商工会会長と同行したりで努力をされているのも事実です。その立体交差事業のため、庁舎移転は早急に行う必要があると思います。にもかかわらず、町長は今になって、県の動向を見てから対応するとか、考えが二転三転をしています。まさに決定のない決断力のない行政指導に対し、うんざりするところです。いち早く庁舎を移動したのだから、早くＪＲの立体交差事業をしてください。いうことで、知事に注意をお願いすべきであると思います。これについても、町長の考えをお尋ねします。しかしＪＲの立体交差事業の決定を、今言いましたように、いち早く強くお願いすべきであると思います。町長はそういうことに庁舎問題に触りたくないのか、何とか、県の動向を見るとか、いろいろ問題をすりかえてのりくらりと先送りしておるのも事実であります。先の８月の２０日に庁舎建設の特別委員会を開くという予定でありましたが、町長からの動向がないため、急きょ、特別委員会を中止したのもあります。まさに議会を愚弄した態度であると、このようにも思います。特別委員会において、議員全員の意思が住民投票で決すべきであるとかこのような意思表示をしております。これについての所見を尋ねるものであります。次に、町の事務取扱いということについてお尋ねいたします。この件について既に１年以上の長きにわたって架空の住所に住民登録をし、しかも、その事実を町が知り、水道の供給等も停止しているにもかかわらず、健康保険証を発行しております。このことは、本町の健康保険事業に損失を与えることはもちろん、町本来の損失でもあると思います。なぜならば、一般会計から補てんしておるからであります。まずこのことに対して、町長はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。また健康保険証は、早くから、住民の住所等個人の人定確認にも利用されております。このことはまた公文書即ち虚偽の公文書発行にもあたると思います。これについての考えをお尋ねいたします。本来、国民健康保険への加入は、その町に在住する人が加入するものであり、住所だけをそこに居住しているかのごとく置いて、そのような人には本町の国保受診権はない、あるというのはおかしいのではないかと、このように考えますが、町長これについてどのように考え

るかお尋ねをいたします。さらにまた、何度か私の方から、このような事務を正常な形に戻すといえますか、正すよう注意をしておりますが、住所変更の届け出用紙を渡しているとか、近々対応しますと言うばかりで、何等改善もされておられません。既に1年以上が経過しておるわけであります。これをどのようにになっているのか、どのような対策をとってきているのか、あわせてお尋ねをいたします。このようなことが恒常的となり、多くの町民がこのようなことをすれば本町の財政にも大きく影響するものと思います。一般会計より多額の、先ほど言いましたが、持ち出しもしておるわけであります。さらにはまじめに保険料を払っている国保加入者にも大きな迷惑を与えるものと思います。このようなことについて、どのように町長は考えられるか。また私の知る限りではわずか1件ですが、このような事実がほかにもあるのかどうか、あわせてお尋ねするものがあります。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず、庁舎移転とJRの高架についての質問でございますが、先般、広島県から広島市東部地区連続立体交差事業の見直し検討の状況報告がありましたが、最終案ではなく、事業の実施時期や計画内容など不透明な状況にあります。また今回の見直しは、県の財政状況の悪化によるものであり、役場庁舎の移転とは別の問題であると認識をしております。住民投票の実施につきましては、今後の連続立体交差事業の結果を見定めて判断してまいりたいと考えております。続きまして、町の事務取扱についての質問でございますが、特定の個人の事案につきましては、プライバシー等の問題もあり、お答えを控えさせていただきたい。また、一般的な事務の取り扱いにつきましては答弁させていただきます。国民健康保険の被保険者の資格は、まず本町に住所を有することが要件でございますので、町外へ転出された方は転出先の市町村の国民健康保険に加入していただくことになります。ただし、住民登録している住所に居住していないことがはっきり確認できた場合は、慎重に判断し、職権消除という手続きをとることがございます。なお住民票の職権消除をすることに伴い国保加入者は資格を失うこととなりますが、そのことにより、無保険の状態となることは、本人の生命を脅かすことになりかねませんので、人道上の観点から、資格喪失は慎重にしていくこととしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再質問しますが、見直しは県の動向を見るとか何とか、のらりくらりと

別問題であると立交問題と庁舎の件、このようなことでありますがね、そもそも町長、何のために、庁舎の移転問題が出たと考えておられるか、まず、確認します。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは、今回の連続立体交差事業のときに、町内の用地買収のために、町の庁舎の立ち退きはあったというふうに、我々は考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっと意味がわかりませんがね、町内の用地買収で、庁舎の移転が出た。何のための用地買収ですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これも連続立体交差の推進のための用地買収に通じると思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）と言うことは、立交問題と、庁舎の移転とは別問題である、話に整合性がないんですがね、それを説明願いたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）連続立体交差事業の問題は、庁舎建設の問題にもかかわってくるわけですが、いまいちその内容について、判断の材料が違っておるというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○町長（山岡）町長、言いわけされとるんよね。庁舎の中身、事務所の大きさ、あるいは何を配するか。そんなことを聞いとるんじゃないんですよ。庁舎の移転はなぜ出たのですか、とこういうて聞いとるんよね。そうしたら、今お答えにあったように、連続立体交差事業の用地買収のために出た、とこういうことなんですよ。ですから、これちょっと切り抜きを持っとるんですがね。親切な人がおって今朝切り抜きをくれましたがね。中国新聞、昨日の新聞ですがね。JRの高架化、県に進言、海田町長、という見出しで出とるんですがね、これはっきり書いとるんですよ。移転と、途中は読みませんが、移転と高架化は別問題であり、事業の推移を見極めて判断する。このように答えたを書いてあるんですね。で、今の答弁は、立交やるために用買してそのために庁舎の移転が出たものであると。だから、連続立体交差と庁舎の移転とは別問題である。成り立たないじゃないですか。どうなんですか。もっとわかりやすく説明願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ただいまの新聞報道は、一昨日の質問で私の答弁を捉まえてのことだと思いますが、その部分では、今回の見直しと、庁舎問題は関係ないと、そういう答弁したつもりでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何かね、さっきからほかの議員さんの答弁を聞いてね、副町長、午前中の答弁にもありましたがね、ちょっと脱線しますが、ごめんなさい。保育所問題で、請願が出て、決議はしておられません。要するに附帯の決議の話ですよ。確かにしてないんですよ。しかしそれに附帯決議はしておりませんが、附帯意見はつけておるんですよ。2回やっとなるんですがね。1回は議会は委員長報告で私がやっておるんですが、これこれと条件をつけて、でも、保育所の建て替えそのものについては請願を認めると、いう条件をつけておる。二つ目、二つ目じゃない2回目ね、ごめんなさい。このときのやっぱり請願出た時も同じなんですよ。渡辺議員がやっておるんですよ。少数意見の留保でね。やっぱりふるさと館をめぐことに反対であると。だからこれは直接、附帯決議とは関係はないかもわからんけども、附帯を付いておるのは事実なんですよ。だからその言葉のごまかしみたいな説明をしてはいけませんよ。もっとだから素直な、附帯決議と附帯意見と厳格には違うかもわかりませんが、同じことじゃないですか。そういうわけのわからないようなごまかしみたいなね、で今の町長の、立交問題で役場が移転がまあせんにゃ、線路の高架化できません。もちろん鉄道線路ですから、過去にも言うとりませんが、1メートル用地買収ができてなくても線路は引けないんですね。だから、当然その立交もやるための工事をやるために、庁舎の移転はでてきたわけです。だから、立交問題がなければ庁舎の移転は多分出てこなかったと。だから立交と関連しているのは事実であって別問題であるというのは副町長、中身についていうとるんじゃないですよ。先ほど言いました事務所の大きさとかね、中に何を配するするか、どういう保健所をもってくるとか、建設課もってくるとか水道課もってくるとか、そんなことを聞いとるんじゃないです。移転そのものを言うとりわけだから、そういう何かその場逃れのね、いかげんな答弁である、とこういうことなんでね。だからこれを再度、はっきり、立交問題で関係あるんですよ。そこをもう1回答弁を願いたいということと、ついでに一問一答なんだけれどもね、言いますが、県の見直しは最終報告ではない、これは何人かの議員からも出ておりますが、それで説明した、県から説明聞くことによって、全部説明した、説明を終わりました、ということになる可能性があるんで慎重にやってもらいた

いと。そいで最終報告ではないというけども、その報告案についていろいろ検討しておるんだと。どうも言葉の内容を受け入れとるんですよね。でも、最終ではないとこういう言い方をしとるんですが、ようけ言うたら答弁する方も大変かもわからんので、まずこの２点、これ聞く、最後のね、二つ目はね、もっとわかりやすく言いますが、県の説明を聞くことによって、先ほど都計審の問題も、都計法の問題も出ておりましたが、説明したということに、結論が出るんじゃないかということね。再度用買、庁舎の移転と関連しておりますよという、確認の答弁を願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず１点目でございますが、言葉ということに言われるかもわかりませんが、庁舎移転と立交は関係しております。しかしながら、庁舎移転と今回の見直しは関係していないというふうに申し上げております。それから、２点目の住民説明会の問題でございますが、先ほど宗像議員の方からも懸念があることは確かではないか、それは確かだと思います。ですからそういう懸念のないような住民説明会を求めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）それでね、しっかりこの立交問題について本腰入れてやっていただきたい。これもちょっと年度云々については忘れましたが、これその昔というか、事業計画か、策定してからね、１０年経過したというんで、全国で３００事業、中止・廃止したんですよ。その中から七つ復活した。その内の一つがこの海田の立交問題。これはぜひまちづくりのため将来のために必要であるということで、七つの内の一つが復活しとるんですよ。多分もうひとつは鞆の浦じゃないかと思うが、二つとももめておるわけですがそれはよその事はどうでもええが、その認識を持っとるかどうか、ここで一つ確認したい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）海田町において一番重大な事業であるという認識は、今も持っております。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）ですから、国においても重要な問題であるし、今副町長言われますように本町においても非常に重要な問題なんですよね。そこでね、先ほどちょっと言いましたが、見直し案については、どういうんか、理解をするような検討するとかいうような言葉を使うと、その見直し案をね、理解したとはいわんが、妥協したような錯覚にとら

われるんよね。そこで聞きたいのは、例えばそういう単独立交をやりますと、中店小学校線になるのかどこになるのかは知りませんが、立交をやると、立交というか単独立交の場合ですよ。どっかこの辺に通るわけですね。そうすると当然側道があるわけですよ。だから本線と側道やると相当数の立ち退きね、今立ち退きしたとこの残地といいますか、その土地が、町が、ゴーストタウンいうんかどういふんかわしには言葉はわからんけども、いいかげんぼろぼろにされてね、また、今度単独立交、アンダーにしても同じ、側道の確保云々、相当数の立ち退きがでてくるわけよね。だから、見直し案云々検討する必要はない、私個人の意見ですよ、と言うふうに考えるんですが、やっぱり町の意見それを検討したり、研究したりするんですか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まさに今議員おっしゃいましたように、一つずつの、例えば単独立交になれば、そういった追加買収が必要なんではないかと、そういった反論していくためには、検討する必要があると言うふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）金額は忘れましたがね。単独立交にあると、約350億ぐらいだったですかね、安くなると、こういうことだけでもね、言いました、別個の立ち退き問題、それがねまた出てくるんじゃないかというんでね、最終的には960億があんまり差がないと思うんよね。だからそこらのことも含めてね、県に要請するとかそこら数字も、我々がもし何かで説明を聞くようなことがあればね、そういうこともやっぱり含めて、説明してもらいたいとこういうふうに思います。それから庁舎の問題で、何を言おう思ったかいね。何かよけ言おう思うとったけども、皆が先に言うてくれたんで飛び飛びになってしまいが、もう一つ、住民投票の問題を出しておるわけですが、先にも言われた8月20日だったかね、庁舎の建設特別委員会を開こうということで、住民投票ということで、議長に町長の意向を聞いてくれとこういうことだった。一部には、8月20日にね、どうなっとるんかの、委員会に出席する準備しとった人もおるが、急きょ前日になって中止した。なんの町長、態度というかその意思を示しとらんわけよね。で、昨日来、一昨日か、皆さん何人かの中で、住民投票をやってはどうかとか、今言う訳の分からんところで議会と平行線のままだけども、この住民投票というのは後ほどまた決議も出すようなっとるんですが、その考えをね、ひとつここで、住民にこうやって、議会でごちゃごちゃ審議しとってもしかんしね、すでに33回も審議したいうんじやが、ここで、ひとつ

決断を下してね、審判を仰ごうじゃないか。こういう考えはないのかとかどうか。あるかどうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何回も繰り返し答弁しておりますが、今後の連続立体交差事業の結果を見定めて判断をしてまいりたいと思っています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）なんか眠たいような話になってね。今後の立体交差じゃないですよ。立体交差は絶対前向いて進めにゃいかん話じゃないじゃないですか。それを県の動きを見るとかね、そんな話じゃないじゃないですか。どうであろう、それいつかも言いました、副町長ね。県に日参してでも県にお願いすべき事業なんですよ。それをのんびんだらりと県の動きを見ますじゃ、今からね、とろくさいと思うね。これまた後日チャンスがあればやりますが、どうもこんなよけい言うとしてもしょうがないが、今その住民投票も結論出んのんだから、やれんというような話だけどね、余り同じこと繰り返してもしょうがないから、考えがおかしくなってしまうんで、次にいきますが、先ほどの、国保の問題というか、保険証の問題で、そこにちょうど資格を喪失すると、人権問題、生命に関わる。もちろんそれはそういうことなんですがね。いわゆる国民というんか、皆保険というか、皆、保険には加入しなければならない。こういうのはね、どっかにはあったと思うね、どこかの保険何かの保険に加入しなければならない。皆保険制度いうたほうがええのかもわからん。そういうのはわかるんですよ。ところがこの方は、先ほど来何件ほかにあるのかという答弁はありませんでしたが、この1件だけなのかどうかわかりませんが、皆保険については私も十分承知はしております。しかしね、片方では、生命に関わるとか何とかいうて良い答弁は返っておる。町長ね、人権を尊重したすばらしい考えだな、と思うたらね、水道の供給、命の水の水道を止めとるんよね。どうもこの辺がねあなたの答弁とね、私の考えが合わないんよ。片方で水を止めといてね。しかも1年前ですよ。そうして、人権だなんとか言われる。だったら水なんか出とれば私まだそれほど思わないんですが、まずこの1年前にこういうのを確認されてね。なおかつその住所、今言うように1年前に確認されたというのは、1年前にその方はそこに住んでおられない、というのを確認して、水道の供給を停止しとるんですよ。にもかかわらず、国民健康保険証を発行しとるんですよ。まずこの水を止めたことと人権ということについて、先ほど、そういうことで言われますから、その関連性、整合性についてちょっ

と先にひとつ説明を聞きましょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）個別の方の事情になりますので、プライバシーの問題がありますので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そんなもの答弁は必要、個人の名前言えとかね、イニシャル言えとかいうてそんなこと言えいうとるんじゃないんですよ。命を守る大切な人だと思うから国民健康保険証を発券しております。にもかかわらず水道は止めとるんですよ。これの説明をしてくれというとるんですよ。どこのたろべえさんがどうなってどうしたかって言うところをいうとるんじゃないんですよ。そんなことが人権にかかわりますか。ただ人権とかなんとかいやあそれで逃れると思うたら大きな間違いですよ。住所を特定しろというとるんじゃないんですよ。架空の住所じゃないですか。答弁はなかったけど、これはまた後言いますが、とりあえず、命ということと水の供給停止ということの説明の整合性がないということをするので、その説明願いたい。こういうて言うところですよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この議場では住所氏名出ておりませんが、一定の個人の方を対象に質問がされておりますので、当方がその事情を説明しますと、議員に対して一定個人の方の事情を説明することになりますので、プライバシーの問題がありますので、その答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）じゃあ、あえてそんなことは聞かんでもええかもわからんが、ここにも質問書にも書きましたがね、要するにそこに住んでない人がそこに住んでおられるが如く、国民健康保険証を発行しとる。先ほどもちょっと言いましたがね。いわゆる認定証と言いますか、住所、人間、こういう方は、Aさんはここに住んでおられます。という証明書を発行しておるんですよ。ところが1年前に住んどってない。虚偽の文書。いわゆるそういうことにならないか、という事を尋ねる答弁がなかったんですよ、町長。虚偽の文書の公文書発行なんですよ。どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般論で申し上げますが、その住所に住まれていないということで、保険の方を発行を止めますと、一般論での町長答弁でございましたように、無保険という

状態になりますので、その部分につきましては、人道的に配慮して発行する場合もございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）条項はちょっと忘れましたので、そのように手直し、議長職権で結構でございます。刑法の220か223条ぐらいであったらこのように記憶しておるんですが、条項については後で調べて訂正していただきたいが、ここにね、公務員は、犯罪を知り得たら告訴しなければならないという刑事訴訟法か、あるんですよ。条項については、定かでないんであえては言いませんが、あなたたちは虚偽の文書を発行しとるんですよ。不正を認めて告訴しなければならない。刑事訴訟法に違反しているんですよ。公務員が虚偽のものを出して、平然とされとるんですよ。これ、どうなんですか。これ、刑事問題じゃないですか。虚偽の文書を発行するという。どうですか、そこら。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）刑法に違反しているという認識は持っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今ね、何回も副町長言いますがね、あんたらそれで逃げるかもわからんが、要するに公務員は犯罪を知ったら、犯罪これね、何か言いますよ。そこに住んでない人が保険証を持って、保険証を発行しとるということは、本町の保険料の搾取にあたると思うんですよ。保険料、海田町の保険を不正に利用しとるということになるじゃない。犯罪じゃ思わんという考え方はちょっとおかしいんじゃないですかね。私には理解できませんがね。例えばそういう人が北海道から沖縄まで国保の人が全部海田町に住所を置いて、実際に住んでおられるのは北海道沖縄九州に住んでおられる。海田町、全部保険負担するんですよ。海田町の保険が成り立たんようになるじゃないですか。だから、海田町の保険を不正に利用しとることになる。犯罪でないというのはおかしいんじゃないか。ちょっと、その考え、再度確認します、ね。それに合わせて、告訴は当然出てくるんじゃないですか。少なくともこの人の住所を早く訂正して、明らかにして下さいと言わなきゃいけないですか、どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、個別案件についてお答えしませんが、一般論について申し上げますと、人道的配慮ということも当然に、検討の余地に入っております。私どもといたしましては、刑法に違反しているという認識は持っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）はい、これ場合によっては監査請求もせんにやいけんかもわからんが、監査委員しっかり聞いてください。本町に、住所だけを置いて籍が、そこに住んでない。だから言うたように水も止めとるんだよね。そしてそれが国保の不正利用だ、そのように認識してない。もう次元がちょっと私と違うんでね。人道的なものはある、先ほども言いました皆保険制度というのは誰だって知っとるんですね。にもかかわらず、それで頑として犯罪ではないとか、国保に支障、あつ、言うのを忘れとったが、国保に支障をきたしませんか。それを、ずっと増えたら、副町長、あんた犯罪でないとかどうじゃこうじゃ言うてずっとなんとか言うてどうやってその場を逃れようか、だから先ほど来何度も言うとするがね、個人名を言えとか、住所を特定しろとか、そんなことはひとつも言うたらん。おかしいんじゃないかこのやり方が、と言うとるんよね。そういう事例がいっぱいできたら、海田の国保制度が破裂してしまう。国保制度じゃない保険が。だから、そこらもう一回認識はつきり答弁して下さい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あくまでも個別の問題につきましては、議員の方がおっしゃられてる方が特定されておりますので、議員に対して、ほかの議員ではなしに前田議員に対して開示できない部分は、お答えをできません。それから、国保財政への影響、それから先ほどおっしゃいました他の影響、それと、そういった段階で無保険者を出すかどうか、そういうことを総合的に判断して行政を行っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何回も同じことを言うけどね。保険証だけ出せばそれで人権問題が解決するのかと、こういうとるわけよね。片方で、あんたはそこに住んでないというのははっきりわかって、水道の供給を止めて、なおかつ、そこで、人権問題がなんやら、本来なら水道が出とれば私もまだそれほど言わないですよ。だから、確認しとるんで、そして、1年もの長きにわたってね、もう1回繰り返しますがね。保険の不正利用なんだと、私はこう思うんですよ。住所のない人が、住所はあるんだけど、現実に居住していないというほうが正確なんよね。それで人権じゃなんじゃ言われたらね。こういう事例がいっぱい出てきたらどうするんかという、私は聞きたいんじやが、当然そこに確認しとったらね、転出、あなたはつきり住所をね、広島なら広島、熊野なら熊野どこでもいいんですよ。特定しなさい、あるいは海田なら海田で特定しなさい。そして保険証を出せば

いいわけであってね、これについては保険はどのくらい今まで出費してきたんかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）個別の案件になりますのでお答えしかねます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）個別とか人権とかなんとか言うてばっかり逃げられるから言われんのじゃが、そこに住所がないのに国保の利用があるのは事実だから不正利用の額を聞いとるわけよ。どうなんか、言われんというのは、何も前に行かんようになってしまう。当然一般会計から先ほども申しましたように持ち出しとる、補填しとるんですよ。国保に対して。だから、全海田町民が被害を被ることにもなる。一人一人の額が微々たるものかもわからんけどもね。どうもその辺が理解、町長。副町長に全部答弁さして、町長そこでにこにこして、あんた、わしの答弁じゃないけええわ、というような顔しとってんじゃがね。こういう責任問題は、どうかね、町長も、これは犯罪とかそういう不正であるとかいうことについて、認識しとらんわけ。不正でないとして理解されとるんですか。どうですか。町長。じきじきにお答え願いたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）行政も地方自治法の法律並びに国民健康保険の法に従って執行させていただいております。

○議長（久留島）前田委員。

○14番（前田）そういう事をいうとるんじゃないん。わしが今言うとする分について、町長は正常じゃ思とるのか、ね、不正じゃ思とるのか、言うことを聞いておるの。その認識はどうですかと聞いておる。地方自治法がどうかというとるんじゃない。これはねそういう話するといつかも言いましたが、これまたそういうこと言うとまた悪いんじゃないがね、いつか副町長問題で、一般職にあなたを副町長の仕事さすと、地方自治法168条じゃったかな、忘れた、違反じゃないか言うたら、今度は副町長問題、地方自治法の規定によって副町長の承認案件を求めると。あるときは、わしはそうは思わん言うというて、あるとき、そこらねでたらめの答弁なんよ、その場限りの。だから今も聞いたのは、そういうことをいうとるんじゃないんですよ。私、再々質問をずっとこうやってきたことについて、不正と思うか正常じゃ思つか言うて聞いとるんよ。地方自治法に従うてどうのこうの、そういうことを言うとするんじゃないんよ。どうなんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）現在今答弁しておる通りで、正常で思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほちょっとこれ確認がないが、虚偽の居住地といふかね、そこで保険証を出しとすることは、虚偽の公文書発行に当たらないかというのは確認したようなしとらんような、再度尋ねますが、虚偽の公文書の発行に当たると私こう思うんですが、これについてどのような認識を持っておられますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それに関しましては個別案件かというふうに思っておりますので答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ええなんか知らんがね、個別案件じゃいうことも、総体的な意見を聞いとるのよ。こういうことが法に反することじゃないかいうて聞いとるんですよ。答弁は個別案件じゃ言うて、個別案件を言うたらんじゃないですか。例えば、国保に対して一般会計から持ち出ししとる。町民に損失を与えないかいうて、じゃもう一回言いますが、これについて町民の損失であると思うがどのように考えますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そこらあたりを答弁するに当たっては、個別案件の事情を説明しなければいけなくなりますので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。再開は2時15分にいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。職員の事故について発言の申し出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（三宅）職員が町内で交通事故に遭い救急病院へ搬送されたというところまで、目撃者、それから警察の方から連絡がございましたので、その情報収集に現在あたっております。その情報収集の指揮を執るため、総務部長を今回議場に入れませんので、ご了解賜りたいと思います。また、詳しいことがわかりまして、報告できる部分がありま

したらまたご報告させていただきます。

○議長（久留島）以上で事故に関する報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、第31号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、財産の取得について、つくも町地内の旧広島法務局海田出張所を、国から買受け、契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第31号議案、財産の取得についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。また、資料1で取得しようとする国有財産の現況を提出しておりますので、あわせてごらんください。（仮称）海田町シルバープラザとして活用するため、国有財産を取得しようとするものでございます。所在は海田町つくも町地内の旧広島法務局海田出張所の土地と建物で、地目は宅地、土地の面積が1,351.44平方メートルで、建物の面積は、800.55平方メートル、購入金額は1億6,598万円で、相手方は、国の契約担当官、中国財務局長、河野一郎でございます。以上でございます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと1点ほど、答えられたら答えて下さい。あのですね。だいたいいいですから。土地がだいたいいくらか、建物が大体いくら相当になったか、答えられたら答えて下さい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）見積もり合わせの結果で、町の方で計算をした結果でございますけれども、土地については、約1億3,000万円、残りの3,500万円程度が建物の価格だというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。この旧法務局は昭和62年12月に建設をされたものでございまして、現在25年が経過いたしております。昭和56年に、耐震補強の基準というものができましたので、6年間経った後に建設はされておりますけれども、20年余りの間には、その耐震補強診断法、少しずつ改正をなされてきております。で現在この20

年、建ってから 20 年経ってるっていうことは、耐震診断の計算法とか少しずつ変化してきていると判断しておりますけども、この建物は耐震診断はされた建物でしょうかどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在の耐震の考え方は建てられた段階が、現在の耐震に当たるかどうかというところで判断しておりますので、議員おっしゃられました経年劣化によって耐震性が劣るか、ということでの耐震診断というところはされておられません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんでしょうか。宗像議員。

○6 番（宗像）まず土地の評価について、土地の評価は町が鑑定評価されたというのを聞きしております。それとの誤差はどの程度あったと思われておられるか、実際中身が公表されていないからわかんないと思いますけれども。それから、建物について既に二十数年経った建物について、こういう評価、本来でしたら、財務省が売るとすれば、建物を撤去して更地で売らなきゃならない。そういう解体費、そういうものは控除されてるのかどうか、その 2 点について、お伺いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、土地について、町の鑑定の結果との差でございますが、海田町の方で鑑定をした結果と比較をしますと、1,000 万円以上の差が結果としてございました。それと建物の評価でございますが、この度の取得はあくまでも、土地と、建物を取得をして、その建物も活用するという条件での取得でございますので、その建物についても、価値があるものとして、鑑定をしたものでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 31 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 31 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第32号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の一部改正に伴い、公的年金からの特別徴収制度の見直し等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）それでは、第32号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。資料については、資料2の海田町税条例新旧対照表、資料3の海田町税条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。改正内容につきましては、資料3の海田町税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。まず、第33条の改正でございますが、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成28年1月1日でございます。次の第47条の2の改正でございますが、住民税の年金からの特別徴収につきまして、町外に転出された場合でも引き続き特別徴収できるように見直しを行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成28年10月1日でございます。次の第47条の5の改正でございますが、住民税の年金からの特別徴収に係る仮徴収額の算定方法を明文化し、前年度分の本徴収額から前年度分の年税額の2分の1に変更するものでございます。この改正部分の施行期日は平成28年10月1日でございます。次の附則第7条の4の改正でございますが、新たに、附則第19条の2の規定が設けられたことに伴いまして、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成29年1月1日でございます。次の附則第16条の3の改正でございますが、金融所得課税の一体化に伴い、新たに源泉分離課税だった、特定公社債の利子が申告分離課税の対象となるため、所要の改正を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成29年1月1日でございます。次の附則第19条の改正でございますが、同様に、金融所得課税の一体化に伴い、株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきまして、一般株式等に係る譲渡所得等と、上場株式等に係る譲渡所得等との二つに組み直されることに伴い、所要の改正を行い、一般株式等に係る譲渡所得等について規定を設けたものでございます。この改正部分の施行期日は平成29年1月1日でございます。それでは資料3の2ページをお願いいたします。次の附則第19条の2の改正でございますが、附則第19条

と同様の理由により、上場株式等に係る譲渡所得等の規定を設けたものでございます。この改正部分の施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。次の改正前の附則の第 19 条の 2 から第 19 条の 6 まで、第 20 条、第 20 条の 3 及び第 20 条の 5 につきましては、法令等において、重複する規定のため、削除するものでございます。この改正部分の施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。次の改正前の附則第 20 条の 2 の改正でございますが、条の削除により、附則第 20 条に繰り上げ、あわせて引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。次の、改正前の附則第 20 条の 4 の改正でございますが、附則第 16 条の 3 の改正理由と同様に、特定公社債の利子等が申告分離課税の対象となることに伴い、所要の整理を行い、条の削除により、附則第 20 条の 2 に繰り上げ、併せて、引用条項の整理を行うものでございます。この改正部分の施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず、1 点ほど、あのね、私も、最初この改正期日の、なぜこういう、3 年も 4 年も先のことを、今日ここで、承認案件で出にゃいけんかの。いうのはね 29 年なんていうたら、わしらは議員の資格もないよの。なぜ今それを審議して決めないけんのん。まずはその第 1 の理由をちょっと述べてもらわんかったらね、わけはわかるんよ、内容はわかるよ。だけど、3 年も 4 年もの先のぶんを、なぜ今審議せないけんのかちょっとそのわけをちょっと詳しくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この度地方税法が改正されまして、地方税法において、この 4 年先までこういった改正が入っておりますので、法律をそろえるために、この度、条例を提出させていただきましたものでございます。従来の地方税法が改正になって、町条例が改正する必要がある場合、特にこういった、町の判断が必要にないものにつきましては、直近の議会において、改正をさせていただいております。

○議長（久留島）崎本委員。

○13番（崎本）改正をさせていただいておりますはわかるけど、今言うたようなことを先にね、こうこうこういう理由でこういう改正をさせていただきますちゅう、中身はわかるけども、あなたが今説明されたような内容がわからんでしょうが。それを先する必

要があるんじゃないかということをいうんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）提案理由の冒頭で、改正理由について、議案の方へつけております改正理由について説明させるべきだったと思います。その点は申し訳なく思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）先ほど崎本議員の質問の続きになりますけど、改正いちばん早い適応で2年4か月後。それを、もし、ほかのときにしたら影響が出るんかどうかが1点目、例えば12月にこれやった時に影響が出るんかがまず1点、それから、地方税法の改正はしょっちゅう行われて、緊急に改正しなきゃならんことが今からも出てくると思うんですよ。常に出てくる度に急ぐようなものについては急いでやられている、最悪の場合は専決処分でやられている。そうした中で、そのときには、もし影響がないのであれば、そのときに合わせてやる方法もあったと思うんですが、なぜそれを選択されなかったか。それについて二つお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、1点目の、その、今後の影響ということになりましたら、確かに法律が施行されるまでは、影響はございませんが、条例の改正をするまでは、形式的には法律と条例が異なった状態が、公布日はまだ来ていない、あつ、施行日はきてないけれども、公布されている条例と法律が異なってる状態が続くということで、これは好ましくないということで、極力、直近の条例でやっております。これは、他の自治体、県もそうでございますし、他の市町においても、直近の、そのために、これは事務手続きではございますが、その都度、総務省の方から、条例改正案、いわゆる準則というものが出てまいります、その準則に合わせて改正しておきませんと、次に来る準則は既にその各自治体において、前の準則で条例が改正されているものとして出てまいりますので、今回改正しておきませんと、改正の手段が非常に難しくなります。二番目のご質問について言いますと、同じようになりまして、その部分が直ちに専決する部分、それから、その後の開かれる議会において、提案する部分という形で準則が出てまいりますので、その準則に合わせた形で出しております。先ほど私が申しましたように、準則が出ない、最近出ますわがまち特例とかそういった町において独自の判断をしなければいけないものにつきましては、提案時期についていろいろ検討しておりますが、準則が出る改正につきましては、準則が出た直近の議会にかけさせていただくと、そういうようなこ

とをやらさせていただきます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ちょっとお伺いするんですけど、法改正がというのは、この前、参議院選挙があった138国会言うんですかね、その時の法改正のこと、それとも去年の12月の国会が終わったときの法改正、どちらになるんですか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）今回の改正につきましては、今年の3月にされたものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。第32号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第33号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の一部改正に伴い、特定公社債の利子が分離課税の対象に追加されることに伴い、規定の整備等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）それでは、第33号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書11ページをお開きください。資料につきましては、資料4の海田町国民健康保険税条例新旧対照表、資料5の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。改正内容につきましては、資料5の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で

ご説明いたします。それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、改正を行うものでございます。先ほどご説明申し上げました、税条例の改正内容と重複している部分もありますので、簡潔にご説明いたします。附則第3項の改正につきましては、特定公社債の利子が申告分離課税の対象になることに伴い、所要の整理を行うものでございます。附則第6項の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の二つに組み直されることに伴い、所要の整理を行い、一般株式等に係る譲渡所得等について規定したものでございます。附則第7項の改正につきましては、附則第6項と同様の理由により、上場株式等に係る譲渡所得等の規定を設けたものでございます。次の改正前の附則の第7項から第9項まで、第11項及び第15項につきましては、法令等において重複する規定のため削除するものでございます。資料5の2ページをお願いいたします。次の改正前の附則第10項、附則第12項、附則第13項でございますが、項の削除によりまして、それぞれ附則第8項、附則第9項、附則第10項に繰り上げるものでございます。次の改正前の附則第14項の改正でございますが、特定公社債の利子等が申告分離課税の対象となることに伴い、所要の整理を行い、項の削除により、附則第11項に繰り上げるものでございます。なお、今回の改正部分の施行期日は全て平成29年1月1日でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 34 号議案、海田町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 34 号議案、海田町子ども・子育て会議条例の制定について、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、海田町子ども・子育て会議を設置するため、海田町子ども・子育て会議条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 34 号議案、海田町子ども・子育て会議条例の制定についてご説明いたします。議案書の 13 ページ、資料につきましては、資料 6 の海田町子ども・子育て会議条例の概要をお開きください。今回の条例制定は、子ども・子育て支援法が平成 24 年 8 月に施行されたことに伴いまして、海田町が設置いたします子ども・子育て会議に関し、必要な規定を整備するものでございます。条例の概要ですが、まず、この会議で行う所掌事務といたしましては、海田町内の特定教育・保育施設などの利用定員の設定や、海田町子ども・子育て支援計画に関する意見の聴取、また、海田町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要事項及び実施状況の調査審議をすることとしております。次に、この会議を組織する委員については、20 人以内とし、その構成員としては、子どもの保護者、幼稚園設置者などの子ども・子育て支援に従事する者、学識経験者及びその他町長が必要と認めるものを構成員とし、任期は 2 年間としております。そのほか、第 5 条以降で会長及び副会長、会議、部会、庶務について定めております。委員報酬については、附則の中で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、日額 6,100 円としています。施行期日は公布の日からとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番住吉です。先日の全員協議会でも聞いたのですが、やっぱ納得いكانのですよね。こんなもん作るがためにかえって西浜保育所、幸保育所の再整備が遅れるんじゃないか思うんですよ。今回のほかの議員の一般質問に対する答弁聞きよっても計画ができてから、計画待ってから、計画同時進行で。保護者そんなもんどうでもええんですよ。あのぼろ小屋みたいな保育所、何とかしてくれと。新しい保育所を建ててくれ。

送迎用の駐車場をつくってくれ。ちゃんと耐震化された保育所をつくってくれんですよ。これつくることによって、本当に子どもらのためになるんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回、設置を予定しております、子ども・子育て会議におきまして、需要のニーズの量、あるいは提供できる施設の定員数、そういったことを含めて、全体計画を立ててまいりますので、実際に子ども、現在住民の方が要求している子育てについて、どういった内容があるかということの把握を努めることがまず大事だとは思っていますので、この会議は十分重要的なものであると考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それはいちいち会議をやらにゃあ、ニーズは把握できんのか、いうのが素朴な疑問なんですよ、まず。それともう一つ、これが所掌事務によったら、利用定員の設定に関して意見を述べることとございますが、マンション1棟建てば、たしか人口推計がらっと変わると思うんですよ。果たして今、海田町内も2棟建設中ですし、今つくも公務員宿舍跡地、これからどうなるかもわからん。また駅前再開発によってこれもどうなるかわからん。この先、マンション住宅建設の見込みがどうなるかわからん中で、果たして、利用定員の設定に関して、本当にまともな議論ができるものなんんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かにマンションが1棟2棟建つと、需要の量というのは変わってくると思います。ただし、現在の状況を把握して、現在の計画を立てるということがまず大事だと思っております。で、状況の変化が生じたときは、その都度計画の見直しを行っていく、こういったことを行っていくことで計画を、より新しいものに変えていくということが大事だと思っております。それから、会議をすることが大事ななんか、という一番最初の質問でございますが、この会議の重要な点は、今後行っていきますアンケート調査、今年行いますアンケート調査、それから来年進みます計画、これについて、保護者の視点から、あるいは設置者の視点から、このアンケートにどういった項目を盛り込んだらいいか、というふうなご意見を聞くということを考えておりますので、そういった点にまず、今年度取り組んでいただく。それから今年度出てきました、ニーズ調査の結果に基づいて、来年度以降、町の方が定めます計画について、その内容についていろいろご意見をいただくというふうなことでございますので、この会議というのは重要な会議であると考えております。

○議長（久留島）ほかに。桑原議員。

○7番（桑原）7番桑原です。前回の全員協議会の時も説明をいただいたわけですが、学校通学審議会、これがありましたよね。その時も全く話が前に進まなかった。学校の校長先生、いろいろ守りに入られていろいろ意見が前向きに進まなかった。現通学通りということで、話が終結しましたけども、今回、ここで、子どもの保護者というね、委員会20人をもって形成するということになってますけども、組織することとなってますけども、子ども・子育てに関する、従事する者という方、恐らく幼稚園の先生とか、保育園の先生とかいう方が出られると思いますけども、この保護者の意見を主に考えていただきたいというふうに話が出たと思います。それを考慮していただいて、この選任をしていただくのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先日の全員協議会で出ました選定の、特に人数割につきましては、十分に議論を重視したいと思っております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第35号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第2号）、平成25年度海田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、（仮称）海田町シルバープラザを整備するため、旧広島法務局海田出張所の建物改修費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、第 35 号議案、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。初めに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 7 の平成 25 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。あわせてごらんいただきたいと思います。それでは、資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、職員の給与の減額を考慮した議員報酬の減と、災害防止対策等調査特別委員会の県外調査の費用を合わせ、21 万 4,000 円を減額するものでございます。続きまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の財源振替につきましては、地域の元気臨時交付金を充当するものでございます。地域の元気臨時交付金については、別に資料を提出しておりますが、平成 24 年度の日本経済再生に向けた緊急経済対策で、追加した事業の地方負担額に応じて交付される交付金の 1 次配分額が示され、総務費のほか、（仮称）海田町シルバープラザ整備事業や、当初予算に計上した町内道路修繕事業、海田総合公園改修事業に充当することとしております。次に、人事管理費の人事管理一般事務事業につきましては、会計管理室に臨時職員を配置するため、45 万 4,000 円を増額するものでございます。続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、職員の産休、育休の取得に伴い、臨時職員を配置するため、89 万 9,000 円を増額するものでございます。次に、老人福祉費の（仮称）海田町シルバープラザ整備事業につきましては、改修設計業務委託の入札残の減と改修工事費の増を合わせ、9,590 万円を増額するものでございます。次の介護保険繰出金事業（その他）につきましては、特別会計の補正予算に伴い、225 万 6,000 円を減額するものでございます。次に、町民センター費の町民センター管理事業につきましては、施設修繕料に不足が生じたため、64 万 1,000 円を増額するものでございます。なお、9 ページ、10 ページにおいて同様に、保育所、児童館、児童クラブ、ひまわりプラザの施設修繕料を増額しております。次の、町民センター改修事業につきましては、今年度整備する海田東小学校プール改修事業に合わせて、町民センターの駐車場を舗装するため、500 万円を増額するものでございます。9 ページ、10 ページをお願いいたします。保育所費の子ども・子育て支援事業計画策定事業につきましては、今年度と 26 年度の 2 か年で実施する事業で、今年度分として 390 万円を増額するものでございますが、事業費の一部に、安心子ども基金事業補助金が交付されます。続きまして、11、12 ページをお願いいたします。

衛生費の予防費の健康教育事業につきましては、宝くじコミュニティー助成金を活用して、食育推進レシピ集を作成する予定でしたが、助成金の対象となりませんでしたので、自前で作成することとし、154万3,000円を減額するものでございます。次の予防接種事業につきましては、平成24年度の県補助金の額の確定に伴い、返還金が生じたため、17万1,000円を増額するものでございます。続きまして、13、14ページをお願いいたします。清掃総務費の清掃一般事務事業につきましては、職員の病休に伴い、臨時職員を配置するため、72万4,000円を増額するものでございます。次に、塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、資源物売り払い単価の増に伴い、資源物回収奨励金を増額するため、480万5,000円を増額するものでございます。続きまして、15、16ページをお願いいたします。農林水産業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、予備用の工事費に不足が生じたため、100万円を増額するものでございます。続きまして、17、18ページをお願いいたします。土木費の土木総務費の公用車整備事業につきましては、故障した公用車を更新するため、103万2,000円を増額するものでございます。続きまして、19、20ページをお願いいたします。道路維持費の財源振替につきましては、地域の元気臨時交付金を充当するものでございます。次に、道路新設改良費の町道6号線2工区整備事業につきましては、単価の更新に伴い、移転補償費を再積算するため、15万円を増額するものでございます。次に、橋りょう維持費の橋りょう修繕事業につきましては、予備用の工事費に不足が生じたため、70万円を増額するものでございます。続きまして、21、22ページをお願いいたします。駅前整備費の海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、単価の更新に伴い、移転補償費を再積算するため、290万円を増額するものでございます。次に、公園費の財源振替につきましては、地域の元気臨時交付金を充当するものでございます。続きまして、23、24ページをお願いいたします。排水路費の町内水路修繕事業につきましては、JRの敷地内を流れる水路敷の寄附を受けることに伴い、分筆登記を行うため、65万円を増額するものでございます。続きまして、25、26ページをお願いいたします。教育費の事務局費の事務局一般事務事業につきましては、先進地視察を行うため、10万9,000円を増額するものでございます。次の教育実践研究奨励事業につきましては、学習環境等アンケート調査の費用を学校運営事業に組み替えたことにより、35万円を減額するものでございます。続きまして、27、28ページをお願いいたします。学校管理費の小学校運営事業と29、30ページの中学校運営事業につきましては、教職員健康診断委託料の入札執行残の減と、学力調査を学力

順位の測定を重視したものから、理解度の測定を重視したものに変更し、その調査と連携した学習環境等アンケート調査を導入することによる増を合わせ、49万3,000円を増額、8万4,000円の減額を行うものでございます。次に、27、28ページの小学校改修事業につきましては、平成24年度から繰り越した海田小学校プール改修事業の実施に当たり、隣接する南校舎の窓を防火仕様にする必要が生じたため、1,000万円を増額するものでございます。次の小学校プール改修事業につきましては、先ほどの海田小学校のプール改修と海田東小学校のプール改修事業について、建築資材と労務単価の上昇により、5,000万円を増額するものでございます。次に、29、30ページの中学校改築事業につきましては、海田中学校北校舎・中校舎改築工事基本設計業務の入札残、351万3,000円を減額するものでございます。続きまして、31、32ページをお願いいたします。保健体育施設費のクラブハウス改修事業につきましては、地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を活用し、海田小学校クラブハウスにスロープとエアコンを設置するため、89万3,000円を増額するものでございます。続きまして歳入をご説明いたします。なお、歳出に連動した歳入の変更、歳出に関連して説明させていただいたものは省略をさせていただきます。それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、1億3,308万7,000円を減額するものでございます。次に、諸収入の雑入の宝くじコミュニティ助成金につきましては、歳出でご説明いたしました食育推進レシピ集のほか、ふれあいウォーキング事業についても、助成金の対象となりませんでしたので、合わせて280万円を減額するものでございます。次に、町債の教育債につきましては、海田小学校と海田西小学校の耐震補強工事等の実施設計業務の財源として、学校教育施設整備事業債を予定しておりましたが、地方公務員給与の削減に伴う財源の活用として、緊急防災・減災事業債が25年度限定で創設をされ、起債の充当率、交付税算入率ともに有利であるため、振替を行うものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。35号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、1億7,488万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,026万9,000円とするものでございます。続きまして、債務負担行為でございますが、3ページの第2表、債務負担行為をお願いいたします。地方自治法の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項を海田町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る額で、期間は平成26年度まで、限度額は249万4,000円とするものでございます。続き

まして、地方債の補正でございますが、4ページの第3表、地方債補正をお願いいたします。4ページの追加1件、5ページの廃止1件でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で、平成25年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。歳出の方、12ページの、食育推進レシピ、助成金の対象となりませんでしたというふうに説明受けましたが、何でそのようなことが起きるんでしょうか。と同時に合わせて助成金の対象にならなかったら、いきなり安っぽい作りにするんでしょうか、150万円の減額というのは。それはちょっと不思議に思います。それと、14ページ、資源物回収奨励金。増えると言うのは自治会にとってありがたいんですが、既にもう8月に払い込まれた分から増額されているように思うんですよね。大幅に。1回目が3万何ぼだったのがこないだから8万何ぼと大幅に増えているんですよ。これ補正予算額が通ってもないのに奨励金を増やすことは、よろしいもんなんですか。それと次は、20ページ。橋りょう修繕工事70万。確か緊急点検やったら2か所ほど補修せにゃいけんかったと思うんですが、70万で足りるようなものなんでしょうか。これは随分安いように思いますが、いかがでしょうか。あと28ページの海小の、南校舎の窓改修工事、プール工事に伴って防火仕様という説明がよくわかりません。なぜ防火仕様にせにゃならんのかという説明を願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、最初のレシピ集の、宝くじ助成金のお話をいたしますが、これは、その年によって付く場合と付かない場合がございます。当初予算編成時期におきましては、申請を出しておるという形で予算編成いたしますが結果、付く付かないでその事業を続けるかどうか。中身についてはまた担当の課長のほうから説明させますが、そのようになります。それから奨励金につきましては、当然に年間予算がございましたので、それに伴ってお支払いしております。今回の補正でつかなかった場合には、今後の支払いの方を止めるという形になるということになります。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは、橋りょうの工事のことについて私の方から説明させていただきます。橋りょうの工事については点検を行いまして、すぐやらにゃいけん工事を

やっていました。その後も職員の点検によってですね、不都合な所もですね、一応終了いたしました。で、あと残りについては、これまで毎年、毎年度ですね、通常後残りの第2四半期、第3四半期等含めて70万であればですね、後残高70万あればですね、一般的に、通常であれば問題なく、修繕の方ができるということから、70万の補正をさせていただきます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）はい、それと校舎、南校舎の窓枠がどうして今回防火仕様になったかということを私の方から説明させていただきます。これはプールの附属室の建築確認申請に当たってですね、一応建築主事の方と事前協議をした結果、建築基準法に基づき、附属室と、附属室と言うのはプールの建物ですね、それと南校舎との延焼範囲内にある開口部、これ窓の事です、窓については、防火設備に改修しなければならない、という指導を受けましたので、対象になる窓について、法に適合する窓に取り換える必要があるということで、今回補正のほうを計上させていただきます。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）食育推進レシピ集につきましては、不採択になったということで、全部手作りで行いたいと思います。これはカラーコピーができて、かなり能力がアップしたというか、手作りでも見ごたえのある、内容は変わりませんので、皆様にお見せできるものになるのではないかと考えております。それと、当初に比べて少し冊数も減らして、まずはつくって皆様にお示しして見ていただいて活用していただければというふうに思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）まずプールの窓を建築基準法云々かんぬんという説明を受けましたが、なぜ防火にしないかならんのかかわらんですよ。それをもういっぺん説明願います。あともう1点、今食育レシピ集のぶん、手作りでとおっしゃいましたね。カラーの輪転機が入ったからと言うことなんでしょうが。150万減らしてますよね。こんぐらいちょっと出せんですか。そんな貧乏なまちじゃないんです。そんな手作り云々じゃなく普通に冊数刷って、普通に元から予定しとった冊数刷ればいように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）窓枠の関係なんですけれども、建築主事の判断というところが一定程

度あるんですけれども、建物が近いときには、延焼すると、建物がある片方から、火事が発生したときに、校舎本体の方に延焼するという危険性があるので、防火性のある窓枠、具体的には、メッシュが入ったガラスにするとかですね、そういったようなものをすることによってですね、火事が発生したときに、大きな災害にならないようにするために、こうなさいという指示を受けましたので、これは申し訳ないんですけどやむを得ない措置としてですね、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）２点目でございますが、やはり補助金が付く付かないでやる事業効果というところがあると思います。ですから今回宝くじ助成金を当てにしておりましたが、このレシピ集とウォーキング大会であったわけですが、ウォーキング大会につきましては、その助成金がなくても、経費を出すべきというふうに判断いたしました、レシピ集につきましては、補助金がつかなかった場合、全てを一般財源でやるべきかどうかというところを査定しました結果、先ほど所長が言ったような代替策で効果が出せるというふうに判断しましたので、この部分についてはそのような査定にさせていただきました。

○議長（久留島）住吉議員。

○５番（住吉）おっしゃりたいことは分かりますが、今の説明じゃ、ウォーキングは大事です。食育はまあいいやと言う説明にも聞き取れるんですよ。そんな、何千万もするもんじゃないんですし、当初予算どおりにやってあげればいいんじゃないかと。じゃないと、この食育一生懸命やっておる町民の方もいらっしゃるわけですよ。私はよう知りませんが、私個人はなんか食つときゃいいじゃろいう考えですけど。やっぱりこういったことに関心もって一生懸命やっぺらっしゃる方に、何かちょっと失礼じゃないかと思うんですが、その辺の見解、町長いかがでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長への質問でございましたが、査定した立場から申し上げますが、やはりその代替性があるかどうか、事業の必要性というのは認めましたが、その代替性があるかというところで、先ほど、所長申しましたように、職員の手作りでも、その１５０万と同じ効果が出せないものも出せるという形と、それから、そういうときの実際で作ってこられた方と、いうことで出すというところでは、この金を落としたから、その士気が下がるというものではないというふうに思っておりますし、その分、多用ができる

というふうに判断いたしました。その点につきましては、片一方のウォーキング大会におきましては、その経費を出さないとその効果が出ないと、全く効果が出ないというふうに判断したものと、そういうところで、おっしゃいますその金額の多寡というところで、1,000 万以上ならどこというよりは、たとえ 100 円であろうとも、そういった補助金がつかなかった場合には一般財源をどうするかというのは、厳密に見てまいりたいと、そのように考えてこれは査定をいたしました。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。歳入の方にお尋ねをいたしますけれども、地域の元気臨時交付金、国費と地方負担で地方負担の 8 割から 9 割を元気交付金で見てもらうことの説明を受けて、海田町で具体的になるのは、0.7218、これが該当するんだと思うんですけれども、私がちょっと調べてみましたらですね、広島県内で、海田町はもうすごいこの臨時交付金を、活用しながら事業を進めている。例えば広島市は 49 億ですね、三次市は 12 億、廿日市は 10 億、その次海田町なんですね。もちろん人口やいろいろなあって、その比率から見ればかなり活用しておるというように、財源の、国の活用しながらね、どんどん事業進んでるというように見受けられるんですね。府中町で 9,000 万。熊野町で 4,000 万ですね、坂町で 1 億 8,000 万、安芸郡の中でもずば抜けて、海田町はこれを活用してやっておいでですが、もちろん、建設公債のところの対象の中でやる事業で、大いに活用されて私は非常に財源の確保について努力されたなというふうに思うんですが、逆にこの反動でですね、地方交付税が後々、この問題で影響するんじゃないか。ここが心配なんです、それはどうなんですかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この地域元気臨時交付金は、昨年度の補正で、国の経済対策に取り組んだ自治体に、ある程度交付されるものでございます。昨年度の補正を組むときには非常に短期間でありながら、多くの事業に、それぞれの職員が頑張ってくれて、多くの事業取り組んだ。よそでは時間がないからとかという理由で、そういった前倒しが行われなかった段階で私どもの町は、それについて取り組んだと。そういうことで、はっきり言いましてこの地域元気臨時交付金は、そのときの国の経済対策に協力的だった団体に、多く配分しようということですのでしてくれているもので、後に何らかの不安要素は、全てございません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）副町長が盛んにですね、これを有効活用する。しかも、25年度じゃなくて24年度で、大幅にこれを活用すればもっともっと利益だという答弁をずっといただいて、実際、こうやって、補正で上げて、計算上、2億9千幾らですよ。本当は25年度でこれを上げた場合と、24年度で上げた場合、幾らこういう差が出てきたの。これちょっとお尋ねしたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）平成24年度に補正予算で計上したときに説明をした数字と同じことになろうかと思います。3月の臨時議会で追加をしました事業費が8億7,975万1,000円の事業費を追加しております。これで、この結果で、通常の予算で実施をしますと、一般財源につきましては、約9,500万円必要となったものでございますが、この度の経済対策によりまして、一般財源の額が約4,000万円で済んだこととなっております。で、地方債の発行に伴う交付税の算入額でございますけれども、この度の事業の追加で、通常であれば、約1億4,000万円の交付税の措置が見込まれますけれども、この度の補正予算を活用しますと、約2億2,000万円の交付税の措置が見込まれております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今回、一次分でこうして活用されておられますが、二次三次というのが、これがあるんですかどうですか。これが一つと、さっき忘れとったんですが、前回の議会の中で人件費について、次の議会で補正をし措置するということがあったんですが、これはいつされるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）二次三次分については未定でございます。先ほど佐中議員もおっしゃいました、各自治体の財政指数で交付率が掛けられておりますが、ここが若干見直されるのではないかと、そうした場合海田町財政力が高めなのでこの率が下がっておりますので、見直しでこれが上がってくればなというのは期待はしておりますが、ちょっと難しいかなと思ってます。2点目につきましては、今回、人件費、それから交付税の確定額を留保させていただいております。ここにつきましては、今後、財政需要がもうはっきり申し上げますが、今後、クーラーを学校へつけるというときに費用が必要ではないかということで、留保しております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山委員。

○12番（西山）はい。12番、西山です。数点、質疑させていただきます。まず資料7の

8 ページ、町民センター改修事業、駐車場舗装工事、500 万円の計上ですが、この舗装工事に親水性の舗装をまず検討されたかどうか。この図面を見てますと、今、プールの後ろ側とプラス警察署の横も舗装するようになっておりますけども、これは今後、こちらにも有効に駐車できるスペースとして、舗装をされるのでしょうか。で、次に、海田町シルバープラザ改修工事でございますが、先ほど財産取得の時に、質疑させていただきました耐震診断が、このまあ改修工事は入ってないと思うんですけど、今度、いつ、それは診断をなさる予定でしょうか。それと図面を見てますと、2 階に障がい者のトイレがありますけども、2 階は、働く方、元気な方が使用される仕様になっておりまして、1 階は、地域の高齢者の方がいきいきサロンの、使用をされるとなっておりますと、1 階に障がい者トイレを設置する方が有効と思いますし、現在であれば、大腸がんで人工肛門つけないといけない方が増えておりますけども、今はどこでもオストメイトをトイレに設置っていうのは、今からハートフル建設では 1 番大事なことだと思いますけど、そういったことが全然考慮してない設計になっておりますけども、その点については、どのようにお考えでしょうか。それと次に、18 ページ、土木費の公用車整備事業でございますけども、昨年せっかく電気自動車の充電設備を役場の地下と、ひまわりプラザのところに設置をされました。今後のことを思いますと、やはり購入金額は高額にはなりますけども、電気自動車の購入も、今町長、首を振られておりますけど、じゃ何のために、充電設備を庁舎の下とひまわりプラザの横に設置をされたかということで。海田町で、今私が知り得るところでは、数台しか電気自動車はないわけですね。そうすると費用対効果からしますと、マツダとの関係で電気自動車をリースして云々ということがありましたけれども、設置した限りは、利用するという観点の、精査が必要ではなかったかと思います。その点はどのように判断をされて、普通自動車にされたんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の質問の何点か私のほうから答えさせていただきます。まず町民センターの交番寄りのところの部分でございますが、ここにつきましては、一つに、その非常に荒廃しておりますので、そこの整備という面とあわせまして、現在足りておりますが、今後の活用も、駐車場として活用もしていきたいということで、今回、上げさせていただきました。シルバープラザの耐震についてのご質問でございますが、やはり、新耐震基準を設けて以降の建物、町内に他にございますが、現段階では老朽化に伴う新たな耐震診断というところまでは考えておりません。それより前にはやはり、新耐震基準

になっていないところの耐震基準からまず満たしてまいりたいと思っております。それから、オストメイトについてでございますが、この度やっとこの庁舎にもオストメイトトイレを1階に設け、オストメイト対応のトイレを設けております。当然におっしゃるとおり、必要なところだと思っておりますが、なかなか既存のトイレにおいてこれを設置するのには、面積の問題その他で、これは他の場所でも、検討したときに、失礼しました。2階に設けております。これは1階のトイレは既存で、難しゅうございまして、この建物についてはエレベーターがあるというところに着目いたしまして、2階へ設けたと。1階は既存のトイレという中で設けづらかったというふうにご理解いただきたいと思えます。最後の公用車の問題でございますが、先にマツダのデミオの電気自動車を導入いたしましたのは、二つの目的を持たせておりまして、一つが電気自動車の普及、もう一つは、地場産業への支援というところで、マツダの公用車につきましては、台数の割り当てございましてまだ海田町では、2台目を購入できるだけの余裕がないというのが一つと、もう一つは、今回、使いますのが、工事系の車両の交換ということになっておりまして、使用目的からいって電気自動車は、目的に達しないということから今回は導入しておりません。おっしゃる通りに、充電器までつけて、いわゆる電気自動車の普及というのを図るというふうにしておりますから、今後そういったさらに本町においても、導入できると、それから、それが導入目的に合うという場合には、また、電気自動車を導入してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）町民センターの舗装の種類でございますが、排水性等ではなくて、一般的な舗装でございます。車道部分になりますので、一般的な舗装でやるようにしております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問、再質疑させていただきます。今回旧法務局のシルバープラザの工事費ですけども、この図面を見てますと、車庫も取得の中に入っております。この車庫は、今後、どのような活用をされるお考えでしょうか。それと、先ほど電気自動車云々と言うことが財源的にも、使用も目的と違うということございましてけれども、それは現存使用目的がある自動車と、変更してもかまわない既存の自動車を土木のところに当てて、新たな電気自動車に対応できるところに、購入という方法もありますので、先ほどの答弁では、私は、工夫が足らないとしか考えられないんですけども、ただ本当に充

電器を設置しておきながら、財源がないからとか、電気自動車を購入しないというのに、私はすごく疑問を持っているんです。その辺をもう一度明解に、ご答弁を願いたいと思います。それと、10 ページの各施設修繕料が、保育所、児童館、児童クラブ、ひまわりプラザでこれ合わせますと、結構 200 万余り、前の町民センターの修繕料も入れますと、結構今回の補正で上がっておりますけども、これは緊急性を要したのか、当初で、本来であれば修繕料として上げとかなないといけない箇所であったのか、ここの、この計上の理由をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）電気自動車についてまずご答弁させていただきます。財源がないということとは言っておりません。現在、割り当てがない、マツダのデミオの電気自動車がこれ限定的に生産されておまして、昨年度、私どもも無理を言ってまず 1 台回してもらっておりますので、割り当てがないという意味で、現在ないと。それで、先ほどの、もう一つの理由の部分でございますけども、おっしゃられるとおり、当然に事務的に使う部分等と代替性というところがございますが、やはりその建設都市整備という、道具とかそういうのを積んでやるものと、通常のところの振り換えというのは非常に難しゅうございますので、今後、事務的に、巡回するようなところを回る時であって、なおかつ私どもへもさらに 2 台目が回ってくるという時には、十分に検討させていただきたいと思います。それから、いわゆるそれぞれの保育所等でございますけども、これはそういう意味でいえば、当初にもっと十分に積んでおくべきだったと思います。個別には相当な積み上げになりますけども、当初に十分に積んでなかったために、いろいろ切り詰めて少し、不足が出ているというところで、今回はそういった何らかの故障が出た場合には、直ちに修繕できるように積みました。これは本来当初で積んでおくべきだったものだったというふうに思っております。そういうところでは、切り詰めさせなければよかったなというふうには思っております。来年度からは、十分に積んでまいりたいと思っております。シルバーセンターについては担当の方から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）旧広島法務局海田出張所の車庫部分につきましては、倉庫として使用したいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）3 番、兼山です。28 ページの、小学校の改修事業の小学校南校舎の窓工事

と、資料の 11 の 1 ページを見ますと、この南校舎の 1 階の方はですね、保健室が存在します。そして、保健室には引火のおそれのある薬品が管理してあります。先ほどの説明の中で、それでも、建築主事の中で、その指導は、方角だけによって窓枠の改修を指導されたのか、それとももう既に保健所の方は、防火用の窓になっているのか、そこらについて少し説明を。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）教室の中の用途というよりもですね、方角とか距離、延焼する範囲の距離、そういったものの制約で、改修が必要になったということでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）近いですね。保健室も。教室ももちろん大事なんですけど、引火のおそれがあるものもある、ということで、建築主事の方はそういったことについての指導はなしに、単なる方角での、この度のこの半分から向こうの 16 か所の取替えをしろということの指導だったただったんでしょかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）基本的にはですね、距離と方角でございます。当然その協議の過程で、中に保健室がある。そういった薬品もあるという説明は担当の方からはしております。

○議長（久留島）多田議員。

○10 番（多田）ちょっと聞き洩らしたかもわかりませんが、24 ページの畝の、J R の横の側溝の話なんですけど、なぜあそこだけというのが一つと、いうのはですね、J R の山陽本線に沿って側溝ずっとありますよね。その辺で、なぜこの畝のところだけ、今回上がってきたのかという。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）J R さんとはですね、現地立会した結果ですね、当該水路は民有水路であるということが判明いたしましたので、それについて、J R さんも私どもの方に寄附をすると、いうことでございましたので、今回、その手続を速やかにするというところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6 番（宗像）6 番、宗像です。教育費の 28 ページ教育費の小学校プール改修事業で 5,000 万円の増額を組まれてると思います。これは 3 月の補正で確か急ぎょ、組み替えた予算

じゃったように記憶しておるんですが、そのときにはまだ、プール改修事業の委託業務が完成してなかったために正式に完成が終わったので、これだけの増額となったのかどうか。だからもうこれ以上の変更はないんかどうか、というのと、次に、まず資料の中のシルバープラザの改修工事、この件について、前回我々の説明の時に出された図面と同じものが出されております。あのときにいろいろと指摘を受けて、検討しますということは、これには書かれてない気がします。1か月以上もたっておるのに、そのことが全く反映されてないんですが、それについて、今後そのことを反映される予定があるのかどうか、それについて、説明を求めることと、次に、町民センターの舗装工事でございます。これプール改修工事の中に入ってるのかどうかわかりませんが、これにこの東小のプールについては、洗面側、特にあのプールに入る側については、この駐車場の入り口と同等の通路を使って、子どもたちがプールに入る中、時に、ひどいときには、例えば町民センターが、車で来る人が多い時間とかぶった場合に、車が入ってくる、子どもたちはプールに行く、その仕分けがきちとなっていないとこなんで。これにあわせてその辺も改修されてはどうなんでしょうか。3点ほどお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）1番最初の工事費のことについて私の方から説明させていただきます。工事費については議員さんご指摘のとおりでございます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）シルバープラザの改修工事の内容につきましては、これが最終案として考えております。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）駐車場の舗装工事におきましては、教育委員会の方と協議をいたしまして、できるかどうか検討したいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということはまずシルバープラザの改修工事です。我々と協議して我々が出した要望に対しては一切答えないというふうに理解してもよろしいんですね。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）そのとおりです。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）じゃあ何のための協議じゃったんですか。それちょっとおかしいんと違い

ますか。そのために要望を聞いたんじゃないですか。次に、それから、先ほどの協議するじゃなくて、そういうものに対して不安があるということは、プールの改修工事に併せてもできるわけですから、学校教育課としてもその辺も踏まえて、何らか検討して前に進む。子どもたちのことを安全に考える。これ必要なんじゃないんですかね、最後の質問でこれ以上いえませんが、ともかく、それはおかしいでしょう。まず。協議した理由は何ですか。じゃ、我々に対して、こういうのをどうですかと聞かれたときに、検討します言われた。対処するいうものもあったはずですよ。それが最終案っていうことは、あれは何だったんですか。何のために協議したんですか。それはおかしいんじゃない、ほんまに。終わり。答弁願います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）前回のこのシルバープラザにつきまして全員協議会を行ったときに、全員協議会の中で出てきた内容につきましては、対応できるものについては対応しております。ただし、具体的な部分での対応できないものに、これは建築屋さんとの協議の中であれなんです、設計屋さんとの協議の中で協議した結果ですが、対応できない部分もあります。それと、個別個々で、具体的にここをこう改修した方がいいんじゃないかということについて、具体的なものはなかったと判断しております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）プールの改修と併せまして、こども課等との連携をしたいと思っております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 35 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 35 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 36 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算

を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 36 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、介護給付費、改善市町インセンティブ付与事業交付金を活用した介護予防事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）それでは、第 36 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料 13 の補正予算説明書により歳出からご説明いたします。3 ページをお願いします。総務費の総務管理費の一般管理費、委託料 7 万 8,000 円の増額は、認知症予防に関する講演会開催に伴うものでございます。次の備品購入費 66 万円の増額は、軽度認知機能障害の方を早期に発見するための機器を購入するものでございます。次に、1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、県支出金の県補助金の介護給付費改善市町インセンティブ付与事業交付金 299 万 4,000 円の増額は、歳出でご説明しました認知症予防に関する事業等の実施によるものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金の事務費等繰入金 225 万 6,000 円の減額は、財源調整を行うための減によるものでございます。次に、議案についてご説明いたします。第 36 号議案をお願いします。この度の補正予算は、保険事業勘定の既定の、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 677 万 9,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。まず認知症予防の講演会、こういった中身で、これはいつ開催される予定なのか。あと、物忘れ相談プログラム一式、今、軽度認知障害の判別、判断、診断、というふうに説明を受けたかと思いますが、これはいつ頃やって年間何人ぐらいを対象として開催される予定でしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）まず、1 点目の講演会の中身と何時する予定かということですが、現段階で検討しているものにつきましては、この度購入する認知症早期発見のためのプログラムを開発された認知症研究員の専門医である鳥取大学の教授に講師

をお願いして、認知症予防に関する講演会を、来年早々に実施する予定と今検討しております。それから２点目の、物忘れ相談プログラムの件ですが、この度の一般質問にも出ておりますように、来年度の健診等の活用もありますし、とりあえず今年度につきましては出前健康教室等で周知も含めて、活用を検討していきたいと考えております。人数は出前健康教室が、出前健康教室を開催する都度ですので、10 人から 20 人程度、1 回につき、考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○５番（住吉）出前健康教室でということですが、こちらの方、年に何回ぐらい開催されてます、今。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）長寿保険課で開催しておりますものは 10 件あるかないかですけれども、保健センターの方でも 30 件程度、開催しておるということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）12 番、西山です。資料 13 の２ページ、今回、介護給付費改善市町インセンティブ付与事業交付金が県から 299 万 4,000 円交付されて、県支出金として歳入として入ってきております。それに比べまして歳出は 73 万 8 万円で、先ほどの説明では、財源調整をしましたということですが、事務費と繰入金で 225 万 6,000 円減にされてる、この財源振替された根拠といいますか、なぜこういう財源調整をなさったんでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）この度のこのインセンティブの県の制度につきましては、次年度に繰り越して次年度の事業において執行することが可能ということにされておりますので、今年度につきましては、補助金は 299 万 4,000 円交付されますけれども、支出で、今年度 73 万 8,000 円を予定して、来年度に、新たに事業を執行する予定と考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）まああの、県支出金の何分の一かしか今回指定しなくて、次年度活用してもいいということですが、次年度の活用が 225 万 6,000 円ですね、この 226 万、225 万 6,000 円の使用目的を明確にしないと、こういう財源調整できなかったと思うんですけど、じゃあ来年度 225 万 6,000 円は、どのような支出を考えられて、このように、

財源調整されたんでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）この、インセンティブ付与事業の対象の事業につきましては、介護予防に関するもので、幅広く対象となっておりますので、今考えておりますのは、来年度、介護予防事業教室を新規に検討しておることと、それから、今回1台しか購入しておりませんが、物忘れ相談プログラムを、健診の実施等にも合わせて台数を追加して購入することを考えております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、発議第9号、広島市東部地区連続立体交差事業の当初計画どおりの実施を求める意見書案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。発議第9号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、国土交通大臣をはじめ、関係機関へ送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、発議第10号、庁舎移転建設場所について町民の意思を問う住民投票を求める決議案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐

中議員。

○15番（佐中）発議第10号、庁舎移転建設場所について町民の意思を問う住民投票を求める決議案、読み上げて提案理由にかえさせていただきます。海田町議会は、平成19年10月4日から今日まで、通算33回にのぼる庁舎建設特別委員会を開催をし、慎重審議を重ね、役場庁舎移転建設等について調査研究を行ってきたところであります。平成25年8月2日の庁舎建設特別委員会では、住民投票により、早期解決を図ることについて、全会一致で、意思の確認をしたところである。これ以上、現在の状況を長引かせることは、県の計画を変更させたり、町政の混乱を招いたり、ひいては住民福祉の向上に逆行することとなり、また、町政への信頼失墜にもつながるものであります。したがって海田町議会は、こうした状況を早期打開するため、庁舎移転建設場所について、町民の意思を問う住民投票を実施すべきと考える。以上のことを踏まえ、町長はこの決議を真摯に受けとめ、早急に住民投票を行う事務手続きを進めるよう強く求める。以上決議する。平成25年9月5日。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○6番（宗像）6番宗像です。ご提案者の方にご質問させていただきます。まず、町長に、住民投票することについては私は反対ではございません、やるべきだと思っておるんですが、住民投票するときに、場所を限って、駅前を持っていくか、合同庁舎にするか二者選択ということで、我々協議したように思うんですが、この二者選択という文言を外された理由は何かあるんでしょうか。もし、それに対して、もし外された理由があるのであればご説明願います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）二者択一、駅前と合同庁舎ということで提案をいたしました、数名の方々から、これでは同意できないということから、先ほど議会運営委員会、私は原案といますか最初に出した案文を提案をいたしました。説明も一定程度しましたけれども、その中で全会一致をぜひやるのが大きな意味を持つということから、最大限一致できる条件のもとに、この文案が成立して、今、提案をしたところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第 10 号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）起立多数と認めます。着席して下さい。全員起立で原案のとおり可決されました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決しました。以上で、平成 25 年第 7 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 5 0 分 閉会